

平成21年第 4 回基山町議会（定例会）会議録（第 3 日）										
招集年月日		平成 21 年 12 月 4 日								
招集の場所		基 山 町 議 会 議 場								
開閉会日時		開会	平成 21 年 12 月 8 日				9 時 30 分	議 長	酒 井 恵 明	
及 び 宣 告		散会	平成 21 年 12 月 8 日				16 時 47 分	議 長	酒 井 恵 明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席13名 欠席 0 名 欠員 1 名	議席 番号	氏 名			出席等 の 別	議席 番号	氏 名			出席等 の 別
	1 番	大 山 勝 代			出	8 番	林 博 文			出
	2 番	重 松 一 徳			出	9 番	大 山 軍 太			出
	3 番	後 藤 信 八			出	10番	松 石 信 男			出
	4 番	鳥 飼 勝 美			出	11番	原 三 夫			出
	5 番	片 山 一 儀			出	12番	平 田 通 男			出
	6 番	品 川 義 則			出	13番	池 田 実			出
						14番	酒 井 恵 明			出
会 議 録 署 名 議 員			6 番	品 川 義 則			8 番	林 博 文		
職務のため議場に 出席した者の職氏名			（事務局長） 古 賀 敏 夫			（係長） 古 賀 初 美			（書記） 毛 利 博 司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 税務住民課長 健康福祉課長	小 森 純 一 松 隈 亞旗人 大 石 実 小 野 龍 雄 安 永 靖 文 岩 坂 唯 宜			こ だ も 課 長 農 林 環 境 課 長 まちづくり推進課長 会 計 管 理 者 教育学習課長 保 育 園 長			内 山 敏 行 吉 浦 茂 樹 平 野 勉 高 木 英 文 毛 利 俊 治 古 賀 芳 博		
議 事 日 程		別紙のとおり								
会議に付した事件		別紙のとおり								
会 議 の 経 過		別紙のとおり								

会議に付した事件

日程第 1

一般質問

1. 重 松 一 徳

- (1) 新型インフルエンザ対策について
- (2) 臨時職員の待遇改善について
- (3) 都市計画について
- (4) 一般行政について

2. 片 山 一 儀

- (1) 行政一般

3. 後 藤 信 八

- (1) 基山町の高齢化社会への対応を問う
- (2) 合併問題を問う

4. 松 石 信 男

- (1) 就学援助制度の運用改善について
- (2) 介護保険住宅改修費の給付方法について
- (3) 通学路の安全対策について

5. 原 三 夫

- (1) 財政問題
- (2) 農産物直売所設置について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

○議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 一般質問

○議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 一般質問を議題といたします。

本日の最初に一般質問をなさる議員は重松一徳議員でございますが、その前に、昨日の一般質問の中で、大山勝代議員の質問の中で要望書等の件で答弁を保留しておりましたので、重松議員の一般質問の前に総務課長へ答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

貴重な時間を拝借いたしまして、どうも申しわけございません。きのうの大山議員の一般質問についてお答えします。

要望書の件でございますけれども、平成18年に10区の区長さんより要望書が提出されておりました。その中におきまして、町長が回答しましたように、井戸はまだ使用されているということで、その間は措置ができないということで、町としてはまだ対処ができないということで、完結ということで文書を廃棄しております。

それで、なくなった段階で再度協議をするということでしてございましたけれども、ただ、10区のほうと意思疎通がよくできていなかったようです。これからこのような意思疎通を図るように十分気をつけていきたいと思っております。

以上でございます。（「何も完結しておらんよ。執行部が完結しておったっちゃ、要望書は完結しておらんめえもん。何の完結ね。そんな答弁あるね」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員に事前に私はお話ししていますので。（「完結しておらんじゃろうもん。今の答弁は完結したと言われる。完結したから書類は焼却したと言ったじゃない。そんな完結の仕方があるもんか」と呼ぶ者あり）

大山議員、また後ほど今の答弁に対して何かあったらお願いしたいと思いますが。（「後ですか」と呼ぶ者あり）ちょっと時間の都合で、後でしましうか。（「ちょっと一言」と

呼ぶ者あり）簡潔にお願いします。

○ 1 番（大山勝代君）

今の答弁と10区のほうの認識とのずれが幾つかありますので、そのところをきっちりと、後でいいですので、場をつくっていただきたいと思います。

○ 議長（酒井恵明君）

その辺の調整できますね、ずれがあるということですね。何か今おっしゃることがあれば、総務課長。

○ 総務課長（大石 実君）（登壇）

だから、この件については、一般質問の中でも言いましたように、調査は当然しなくてはいけないと思っております。今後、10区の区長さん初め、地元の方と相談しながら調査をしていき、対処はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 議長（酒井恵明君）

それでは、最初に重松一徳議員の一般質問を行います。重松議員。

○ 2 番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番議員の重松です。あなたのまちの議会があしたなくなるそうですよと言われて、それは困ったと答える住民がいらっしゃるだろうかと、前宮城県知事、浅野史郎さんが言われました。また、古いものを見たければ博物館か議会に行けと言われてないように改革をと、前全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村稔さんが言われました。今、議会に求められているのは、みずから古いよろいを脱ぎ、町民とまじって汗を流す勇気であり、議会とは、議員とはこういうものなんだという古い固定概念を払拭する行動だと思っております。私がまず一般質問をすることにより、みずからの考えを述べ、町政に反映できる施策の一致点を執行部と見つけ、町議会なんてなくても構わないと言われないうに、ともに行動していく決意をまず冒頭申し上げ、その思いを込めまして、4項目にわたり一般質問を行います。

まず、一般質問質問事項1番は新型インフルエンザ対策についてです。

ことしの3月議会から連続して質問しておりますが、一向に鎮静化しない感染拡大に対して誤りなき対応が要求されます。今回は3点について質問いたします。

まず第1点は、小・中学校の学級閉鎖、学年閉鎖が多発する中、児童・生徒が使用する消

毒液、感染防護マスクの備蓄、配付、使用状況がどうなっているのかという点です。

9月議会では、小・中学校3校で合計1万1,200枚の備蓄があるとの答弁でしたが、その後どのようなになっているのでしょうか。

2点目は、地域で日ごろから、区長さんを初め、民生児童委員さんが家庭訪問やそれぞれ相談に乗ったりされております。その区長さんなどが家庭訪問等をする場合に使用するマスクが配付されているのかという問題です。

3点目は、新型インフルエンザワクチンの接種が基礎疾患や妊婦さんなど優先順位に従いまして始まりました。また、今回の新型インフルエンザが低年齢の児童に多く罹患し、重症化する傾向があるということで、1歳から小学3年生までに予定を早めてワクチン接種が始まりました。ワクチン接種補助が国の施策として生活保護世帯や町県民税非課税世帯に対して全額補助になっておりますが、私は町の施策として15歳以下の子供に接種費用の一部補助をすべきだというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

次に、質問事項2、臨時職員の待遇改善について質問いたします。

まず最初に、基山町職員数がどのように推移しているのか。臨時職員、嘱託職員数について、わかる範囲で説明していただき、現在の職員、臨時職員、嘱託職員の数の説明ですけれども、お願いをしたいと思います。

2点目に、その臨時職員の中で、フルタイム労働—正規職員の方と同じ勤務時間で働いているフルタイム労働の方、短時間労働で働いている方の数についても説明をお願いいたします。

3点目は、過去、一般質問でも行いましたが、臨時職員への手当支給はどうなっているのか。また、時給、日給の増額の考えはあるのか質問をいたします。

4点目は、臨時職員を多く採用している基山保育園における問題点について質問いたします。

同じ問題は、給食センターや学童保育、放課後児童クラブにもあるわけですが、今回は保育園行政についての絞りを質問いたします。その観点で、きょうは保育園長、古賀参事にも出席をお願いしているところであります。

まず、保育園の職員、臨時職員数がどのようになっているのかと臨時職員の保育園における職務はどのようになっているのかということについて説明をお願いいたします。

また、9月議会で民生費、児童福祉費の保育所費で臨時職員雇い賃金として14,962千円の

追加がありました、その内訳はどのようになっているのでしょうか。

臨時職員待遇改善の最後の質問で、保育園に求められている行政サービスは、学童保育と同じように、保護者の共働きや核家族化などのさまざまな要因のもと多様化していると思います。正規職員、臨時職員と協力されて保育園運営に苦勞されているのは理解できますが、今後、運営をどのように考えているのか質問いたします。

質問事項3として、都市計画について質問いたします。

何度となく一般質問でも行いましたし、町長の考えも伺いました。しかし、大変わかりづらいし、昨日の同僚議員からも今後の具体的なまちづくりが見えないとの指摘もありました。重複する部分もありますが、4点について質問いたします。

1点目は、9月議会でどうして都市計画審議会が開られないのかと質問いたしました。町長は具体的に差し迫った諮問案件がないと答えられました。しかし、議会の中でも多くの議員から具体的要望が出ていますし、多くの団体から、町民からも要望が出ていると思いますが、それらの要望を酌み取ろうとなされないのはなぜでしょうか。

2点目として、基山町は都市計画で市街化区域と市街化調整区域に線引きを行っていますが、市街化調整区域の中で農地転用されている面積はどのようになっているのか。5年前、現在と比較して説明をお願いいたします。

3点目として、平成12年度以降、人口減少に歯どめがかからず、1万8,000名を下回るかもしれない状況下で、人口動向をどのように見ているのか、考えを述べていただきたいと思っています。

4点目として、町長は大規模な都市開発は難しい、小規模な地区開発が望ましいと答弁されておりますけれども、具体的開発をどのように考えておられるのか回答をお願いいたします。

質問事項4として、一般行政について質問しております。

9月議会に上程されました基山町まちづくり基本条例を継続審議として特別委員会で審議していますが、今からのまちづくりには大変重要な条例になろうかと思っております。その中で、町と町民、議会も含めて情報の共有化とまちづくりの重要な計画等に町民の参加がどれだけ保障されるのかというところが大きなウエートを占めるだろうと思っております。また、前段申し上げましたように、議会みずからが改革し、町民と接する姿勢がまちづくりの成功のかぎを握っていると信じて、2点について質問いたします。

1点目は、町民公募の委員会、審議会の数と開催時間が休日、役場閉庁後に開催されているのは幾つありますか。

また最後に、当選して初めての一般質問で議会を夜間や休日にも行い、多くの町民に傍聴してもらうことが必要なのではないかと質問いたしました。町長答弁として、議会と協議したいという内容でした。議会みずからも方向性を示さなければなりません、夜間、休日に議会を開催した場合、町行政に何か不都合な点があるのかお聞きしまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。重松一徳議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、新型インフルエンザ対策についてでございます。

(1)の小・中学校の学級閉鎖、学年閉鎖が多発する中、児童・生徒の使用する消毒液、マスクの備蓄、配付、使用状況はということでございます。

消毒液に関しましては、基山小学校、備蓄数が85本、配付済みが60本でございます。それから、若基小が備蓄が80本で、配付済みが20本です。それから、基山中が備蓄数80本で、配付済み65本でございます。

それから、マスクに関しましては、基山小が備蓄数4,200枚、使用済みが1,200枚、若基小学校が備蓄数5,000枚、使用済みが1,750枚、基山中が備蓄数3,600枚、使用済みが600枚でございます。

次に、(2)地域で家庭訪問をされる区長、民生児童委員ほかが使用するマスクの配付はということでございますが、これについては、特に配付等は考えておりません。

(3)の新型インフルエンザワクチン接種補助を15歳以下の子供にする施策はということでございますが、これは住民税非課税世帯及び生活保護世帯の方の実費負担の免除を行うということになっております。

それから、2の臨時職員の待遇改善についてでございます。

(1)現在の職員数と臨時職員、嘱託職員数というお尋ねでございます。

10年前、平成11年の職員数は158人でございます。臨時職員数等の数はわかりません。それから、5年前、平成16年の職員数は154人です。嘱託職員は2人で、臨時職員の数は97人

です。平成21年の職員数は145人です。嘱託職員は7人です。臨時職員は145人です。

(2)の臨時職員の中でフルタイム労働、短時間労働者数ということでございますが、平成16年度の臨時職員中、フルタイム労働者33人、短時間労働者53人です。平成21年度の臨時職員中、フルタイム労働者は64人、短時間労働者が92人です。

(3)臨時職員への手当支給と時給、日給の増額の考えはということでございますが、現在のところ時給、日給の増額は考えておりません。

(4)の基山保育園臨時職員についてでございます。

アの保育園の職員、臨時職員数と臨時職員の職務はということのお尋ねです。

現在、保育士13名のうち、主任保育士1名、産休1名、育児休暇2名で、クラスに入っている職員は9名でございます。臨時職員は17名で、職務は保育全般に関するところでございます。

なお、臨時職員の登録は27名でございます。

イの9月議会での14,962千円の内訳はということでございますが、4月からの平均支出額と職員の産休、育児休暇等の状況により補正をお願いしております。保育士分13,616千円、調理師分が1,346千円でございます。

ウの今後の保育園運営をどのように考えておられるのかということでございますが、現在の総園児数242名のうち、広域入所が39名あり、園児数は今後にも不確定な部分が多く、正職員の増員などの対応は困難と考えておりますが、これからも未満児の入園の増加も予想されますので、臨時職員の方の協力を得ながら運営に努めていきたいと思っております。

3の都市計画についてでございます。

(1)審議会が開けない理由に、具体的に差し迫った諮問案件がないと言ったということでございます。住民、議会等からの具体的要望も上がっているのではないかとございまして、都市計画に関する要望は市街化区域の拡大や用途区域の見直し等があります。また、線引き廃止の要望もありました。特に、市街化区域の拡大についての要望が多く、これは県にも要望しているところでございます。しかし、県は残存農地があることを理由にして難色を示しておるということです。

(2)の市街化調整区域内で農地転用されている面積は、5年前と現在とということでございますが、過去5年間の農地転用であります。農地の所有者が自分の農地を転用する第4

条申請は0.55ヘクタール、主なものとしましては、山間部の植林でございます。次に、転用を目的とする第5条申請は2.57ヘクタール、これの主なものとしましては、山間部の土取り関係の一時転用や分家住宅及び駐車場、資材置き場でございます。

(3)の平成12年以降、人口減少に歯どめがかからないが、人口動向をどのように見ているのかということでございます。

これの大きな要因としては、昭和46年から進めてきた民間デベロッパーによる戸建て住宅を主体とする住宅団地開発を多く行い、大量に供給された住宅団地でほぼ同時期の入居が行われてきました。このことにより、昭和60年、61年生まれをピークとし、児童増となりましたが、今、その年齢が親元を離れることによって人口減の現象が生じてきておられると思われます。

(4)の町長答弁で大規模な都市開発は難しい、小規模な地区開発が望ましいと以前言ったということですが、具体的な開発をどのように想定しておられるのかということでございます。

近隣の土地利用や地域住民の意向を踏まえ、地区計画等による計画的な流通、工業地の拡大を検討します。平成18年9月に策定した都市計画マスタープランにあるとおり、線引き制度を継続し、適正規模の市街地形成を行っていく必要があります。現在、具体的な開発計画はございませんが、小規模の宅地開発は進んでおります。

4の一般行政についてでございます。

(1)町民公募の委員会、審議会数と開催時間が休日、閉庁後に開催されているのはということでございます。

町民公募の委員会、審議会数は3委員会等でございます。そのうち閉庁後に開催されているのは1委員会です。

(2)夜間、休日に議会を開催した場合、町行政に不都合はあるのかということでございますが、特に町行政に不都合は生じません。ただ、時間外手当や振りかえ休日が生じるということでございます。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

多岐にわたって質問しておりますけれども、なるべく具体的な問題を含めて2回目以降の

質問をしたいと思っております。

まず、新型インフルエンザ対策についてですけれども、消毒液、マスクの備蓄、配付、使用状況等について説明をいただきました。それを合計すると、例えば、マスクの場合は備蓄数が今1万2,800枚になると。使用済みが3,550枚と。9月の予算では合計1万1,200枚が備蓄されているということで、そのうち3,550枚使用して、そして今現在、1万2,800枚が備蓄ということであれば、新たに5,500枚を購入したという計算になりますけれども、この新たに5,500枚を購入したのは学校の予備費で購入されたんでしょうか、それとも町の健康福祉課関係の予算で購入されたんでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

小学校のマスクの購入につきましては、小学校の需用費で購入をいたしております。（発言する者あり）済みません、小学校と申しましたが、小・中学校でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

9月議会にも申し上げましたけれども、これについては、やっぱり私は町の予算として購入すべきなんだと。学校の需用費は学校の授業で使う部分に充当すると。今回の新型インフルエンザ対策は、これは学校がする問題ではないと思うんですね。やっぱり町の施策として私はやっていくべきなんだというふうに、これはまたあれですけれども、思っております。

それから、きょうの新聞にも若基小学校4年1組、基山中学校2年3組がきょうから1週間、学級閉鎖をするというふうな報道がされていましたが、同じクラスで複数、もう2回目に入ったとかいうことで学級閉鎖、または2回目の学年閉鎖になったというふうな状況は基山の場合はつかまれていますか、これについて質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

2回にわたっての学級閉鎖等の状況でございますが、学年閉鎖はちょっと別にいたしまして、若基小学校の4年1組が10月9日から10月19日、2回目が12月8日から12月14日まで、

同じく若基小学校の6年2組が11月2日から11月8日まで、それと12月2日から12月8日までの、この2クラスのみが2回目の学級閉鎖に入っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

今から先、感染拡大がまだまだふえるんだと。同じくクラスで2度、3度とやっぱり発生してくると。その予防が、手洗い、うがいというのは当然ですけれども、やっぱりその前後、特に学級閉鎖が終わってそれぞれ生徒たちが学校に復帰すると。そのときに、せめて1週間ぐらいはきちっとマスクを配付すると。そして、これは子供が使うマスクを与えないと、大人が使う大きいマスクを与えても意味がありませんので、その辺の問題も含めて対応していただきたいと。それが感染拡大の防止にもつながるし、児童の安全も守っていくというふうに思いますので、ぜひお願いしておきたいというふうに思っています。

それから、消毒液の配付についてもそうですけれども、私も一度、学校のほうを見学させていただきましたけれども、消毒液の使用方を含めて、まだまだ教育がされていないなというふうに思いました。物すごく使って、べちゃべちゃに手を洗うみたいな感じで消毒液を使っている子供もいましたので、この辺、ぜひ指導もまたお願いしたいというふうに思っています。

それから、区長さん、民生児童委員さんが使うマスクは考えていないということです、こういうふうにひとり住まいの方や独居老人の方が新型インフルエンザにかかったというふうな情報等が来た場合は、これは町のほうで対応しますよと、区長さんや民生児童委員さんには迷惑かけませんというふうな形でこれは配付しないという計画なんでしょうか、質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

個人さんがそういうふうになられた場合について、特にうちのほうで対応するということは考えておりません。あくまでも個人の場合には個人で準備をしていただくということで考えておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

質問の意味が伝わっていなかったと思うんですけれども、かかった家の方は、当然それは個人で使われますよね。個人が計画されると思うんですよ。私が言っているのは、今、例えば、区長さんにしても、独居老人の方とか、ひとり住まいの方とか、民生委員さんもそうですけれども、何かあったときにはということで定期的に家庭訪問等をされていますね。そういうときに、もし独居老人でひとりで住まわれているお年寄りの方が新型インフルエンザにかかって寝込んであると。どうしてあるのか、安否確認も含めて家庭訪問をしたいという場合に、やっぱりせめてマスクぐらいは、そんなに高いもんでもないし、気持ちの問題と思うんですよ。気持ちの問題としてマスクを、少ないんですけれども、町のほうから区長さんや民生児童委員さんのほうに配付しますと、ぜひ使ってくださいと、そういうふうな気持ちが何でないのかなというふうに私は思うんですけれども、この辺は全くそういうふうな発想もないというふうなことなんでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

非常に答えにくい内容ですが、そういうことを思っていないということではございませんが、御承知のとおり、基本的にはマスクはかかった方が拡大しないような意味でつけられるのが効果があるというふうに聞いておりますので、例えば、民生委員さんとかがかかれた場合につきましては、極力訪問に行っていないでかからない。あるいはひとり暮らしの方等がかかってあるような状況のときは、先ほど申し上げましたとおり、本人さんは個人である程度準備していただくということでございますが、その際には、ある程度協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

ここについては、しつこくは言いませんけれども、職員が使うマスクはきちっと備蓄されていますね。配付計画もぴしゃっとありますね。私はこれは職員の方は当然いろんな面を含

めてそういうのは必要だろうと。行動計画等も、事業計画等についてもできているだろうと思うんですね。それ以外にもたくさんの方が町の業務に携わっているという部分では、ちょっとした心遣いが必要なのではないかなというふうに私は思っております。この辺については、これ以上回答を求めませんけれども、ぜひお願いしておきたいと。

それから、新型インフルエンザ接種ワクチンの補助を私は15歳以下にしたらどうなのかというふうな質問をしているんですけれども、答弁は、これは国の施策として住民税非課税や生活保護世帯についてはすると。これは国の施策なんですね。私は町の施策として、こういうふうな15歳以下の子供に対しても接種補助をすべきなのではないかというふうに申し上げております。

今、政治も大きく変わって、コンクリートから命の政治にというふうに変わっているんですね。基山町もやっぱりこういう面では命を大事にする施策を今後進めていくべきではないのかなというふうに思っております。ぜひ検討もしていただきたいというふうに思っていますし、これについては2度、3度質問しておりますので、これ以上質問しても出ないと思いますけれども、ぜひ今から先の新型インフルエンザの対策については今後も検討していただきたいと。弱毒性から強毒性に変わるかもしれないし、いつ、また新型インフルエンザが発生するかもしれないというふうないろんな問題があるかと思いますが、今回だけの問題ではないだろうと。今から先、これはずっと継続して考えていかなければならない問題でもあるかと思いますが、ぜひよろしく願いまして、時間の関係もありますので、質問事項2に入らせていただきます。

具体的な数もお伺いしました。今、基山町の町政は、私は臨時職員で成り立っていると思っていますんですね。言われましたように、平成21年度職員数145名、臨時職員も145名なんですね。その方全部が毎日仕事されているとは限りませんよ。しかし、登録されている方を含めて145名いらっしゃると、嘱託職員も7名いらっしゃるというふうな現実なんですね。まず、そこを私ははっきり見ていただきたいと。多くの方が役場の仕事の関係に携わっているからこそ、皆さんの仕事も回っているというふうに思うんですね。

フルタイムで働いている労働者の数も大変ふえております。そういう中で、臨時職員の待遇で日給、時給については今回改定されていません。時短の関係で改定はされました。しかし、基本的に日給については改定をされておられません。私はそこをまずすべきなんだというふうに思いますけれども、その前に、手当が一切ないというふうになっておりますけれども、

これは手当については今まで払った経緯はありませんか。例えば、払ったりした経緯がある部分とかいうのがあるんじゃないですか。そういうのは把握されていますか。例えば、通勤手当、この辺は総務課長どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

ちょっと定かではございませんけど、私の記憶としては払っていないと思っておりますけれども。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

あとの関係では、これは保育園の臨時職員についても質問いたしまして、本日は園長、古賀参事にも出席を願っておりますけれども、これは有資格者ですので、基山町外からも採用しておりますので、保育園の臨時職員の中で遠方から来られている臨時職員もいらっしゃるだろうというふうに思いますけれども、こういう遠くから来られている臨時職員に対しても通勤手当については一切払っていないというふうなことなんでしょうか。この辺、わかるところで説明をお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）（登壇）

保育園の臨職の分につきましては、1名、通勤手当を支払っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

私は通勤手当を職員と同様の基準で払うべきなんだと思っているんですね。払わないという根拠はどこにありますか。例えば、嘱託職員については、通勤手当はというか、手当は払わないというのが明記されていますね。非常勤嘱託職員については、報酬のほか、いかなる手当も支給しないと書かれていますね。臨時職員、日々雇用職員についての関係で、手当は一切払わないというのが記入されていますか。どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

その点について、ちょっと申しわけございません。私がちょっと記憶をしておりません。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

今、フルタイムで働いている方が64人いらっしゃる。いろんな勤務の関係もあろうかと思うんですけれども、例えば、有資格者の場合は1日6,880円ですね。そして、無資格の場合、例えば、放課後児童教室の指導員にしてもそうですけれども、6,680円というふうになっていますね。有資格者の方が1日6,880円、月20日出たとして幾らになりますか。私はこの計算をした場合に、例えば、嘱託職員の方、今回、嘱託職員の募集もあっていますね。非常勤嘱託職員、保健師、管理栄養士、嘱託職員の場合は月額172,200円ですよ。臨時職員の方の6,880円を20日掛けても十三万何千円しかありませんね。だから、私が言っているのは、臨時職員の方は物すごく低賃金で働いてあるんだと。その改善をしなければ、やっぱりおかしいんじゃないですかというふうに思っているんですね。

それで、ここはぜひ改めてほしいなというふうに思いますけれども、町長、先ほど言いましたように、フルタイム労働の方が平成16年は33名から平成21年度は64名にふえた。このふえた要因は何だというふうに思われますか。フルタイム労働の方がふえた要因を。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

いろいろと要因もあろうかと思えますけれども、やはり業務がふえたというのが1つだろうと思います。包括支援センターなり、そういうこともやっておりますし、そのほかにも県からの業務も来ておる、委託も来ておるというようなこともございましょう。それから、やっぱり職員数を今減らしておるというような、その辺のところ相まって、そういうことになっておるのかなというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○ 2 番（重松一徳君）（登壇）

私は原因の中に、きのう鳥飼議員も質問しておりましたけれども、基山町職員定員管理計画、平成21年度から30年度、職員は減らすとありますね。その中で、例えば、こういう項目がありますね。現業職については、平成21年度以降、退職者の不補充とすると。退職者が出ても職員は補充しないんだと。しかし、先ほど言われましたように、特に保育園なんかは今大きく利用者の方もふえてきているし、ゼロ歳児とか1歳児もふえていて。そうすると、ゼロ歳児は3人に対して1人の保育士が要ると。だから、どうしても保育士の数はふえるんだというのもあるんですけれども、どうして採用をされないんですか。（傍聴席で発言する者あり）

○ 議長（酒井恵明君）

傍聴者の方、私語を慎んでください。お願いします。

総務課長。

○ 総務課長（大石 実君）（登壇）

現業職につきましては、国の指導として補充はしないという指導等があります。というのは、現業職の職場においては、国の方針としては民間委託を進めなさいという指導が来ております。そういう関係で、現業の職員につきましては不補充でいっているところでございます。

○ 議長（酒井恵明君）

重松議員。

○ 2 番（重松一徳君）（登壇）

今、民間委託という言葉が出まして、私もどきっとしたんですけれども、基山町はそういう考えをお持ちなんですか。基山保育園を将来は民間委託にしますよと、そのためにもう採用していないんですよと。

私は……（発言する者あり）現業職、民間も含めてでしょう、保育園も含めてでしょう。違うんですか。

じゃ、再度質問いたします。

保育園は今から先もずっと町が責任持って町の直轄でやっていくということで理解していますね。

○ 議長（酒井恵明君）

総務課長。

- 総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、現時点では直営でやっていくという判断に立っております。

- 議長（酒井恵明君）

重松議員。

- 2 番（重松一徳君）（登壇）

きょう古賀参事も出席しておりますので、ぜひとも今の保育園の状況についてお話も伺いたいなと思っておりますけれども、先ほど説明がありましたように、職員は9名、臨時職員は17名というふうに説明がありました。職務は保育全般についてとありました。日々雇用職員の取り扱いの中に、こういう文言があるんですね。基山町臨時（日々雇用）職員取扱要綱第1条の目的には、「正規職員と同様又は類似の職務内容及び勤務条件で引き続き常勤的に勤務する日々雇用職員の発生を防止し、もって人事管理の適正な運営を図ることを目的とする。」というのが日々雇用職員、臨時職員ですよ。常勤的に勤務する日々雇用職員の発生を防止するためには、職務内容及び勤務条件等について正規職員と一緒にだめなんですよという中身なんですね、早い話が。しかし、先ほど職務は保育全般と言われましたけれども、臨時職員の方と正規職員の方の仕事は分けてからされているんですか、保育園の場合は。

- 議長（酒井恵明君）

古賀保育園長。

- 保育園長（古賀芳博君）（登壇）

ただいまの職員と臨時職員の仕事内容でございますが、保育に関することについては同じようなことをしていただいておりますが、一日の日誌を書いたり、保護者との連絡帳を書いたり、それから、月の児童票を書いたりというのは職員がやっておりますので、保育内容は同じですけど、残された事務といたしますか、そういう関係は違います。

以上です。

- 議長（酒井恵明君）

重松議員。

- 2 番（重松一徳君）（登壇）

引き続き保育園長にお伺いしますけれども、今、職員が9名、臨時職員が17名ということで、もう職員を採用しないというふうになれば、臨時職員を新たに採用しなければならない

というふうになってくると思うんですね。そういうところに対して、園長として不安というか、運営について問題点とかいうのは発生しませんか。どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

古賀保育園長。

○保育園長（古賀芳博君）（登壇）

今現在、職員 9 名、臨時職員 17 名ということで町長が報告をしておりましたが、4 月の当初は職員 11 名、臨時職員 10 名ということで対応しておりました。先ほどから話が出ていたように、入所が 4 月 2 日以降、11 月末までで約 50 名、退所が四、五名あって、四十数名の園児がふえているわけでございます、全体の 242 名の中にはですね。そういう関係で、その園児がふえたところが、たまたま未満児といたしますか、小さい子供が多くて、臨時の先生をお願いして対応しているということで、今年度も 3 名の職員を雇用していただいております。今の段階では、また 3 名が復帰すれば何とかなるんじゃないかなんかと思っております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2 番（重松一徳君）（登壇）

将来にわたって保育園を直営でやっていくんだというふうなことも言われましたけれども、そのためには、私はやっぱりそこで働いておられる臨時職員の待遇改善をしていくべきなんだと。先ほどから嘱託職員についても少し質問しましたけれども、私はフルタイムで働いてある方はできるだけ嘱託職員として採用すべきなんだと。嘱託職員は年休もありますね、社会保障もありますね、そういうところで。そして、今回、民主党が政権をとりまして子ども手当を支給。その条件として、配偶者控除、扶養控除を廃止するんだというふうに言われていますね。私も臨時職員の方何人かにお話を聞きましたけれども、お父さんの扶養に入っているから、その枠内で自分は今働いているし、それでよかったんだというふうに言われていますけれども、今後、この扶養控除が廃止されれば、やっぱり皆さん少しでも働きたいんだと、もう少し働きたいんだというふうな要望等も来るかと思うんですね。そういうのとあわせて、嘱託職員として採用とありますけれども、嘱託職員として採用するのは何か基準があるんですか。この人は臨時職員しかだめなんですよ、この人は嘱託職員として採用できますよという何か基準がありますか。どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

特に基準等はありません。その課において嘱託職員でなければならないという申し出があれば、そこで審査をしまして、もしそうでなければできないということであれば嘱託職員の採用をしております。

ちなみに嘱託職員は保健師さんが主でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

言われましたように、12月1日の基山広報では、保健センターの保健師、管理栄養士が嘱託職員として募集されていますね。しかし、私が先ほどから言いましたように、フルタイムで働いている方がたくさんいらっしゃる。その中には有資格者の方もいらっしゃるんだと、いろんな面を含めて。だから、この辺では少しでも労働条件を改善するためには、嘱託職員として採用の道も考えていただきたいというふうに思っております。

ぜひこれについてはお願いをしておきたいし、先ほど1点ちょっと質問し忘れましたけれども、保育園の中で臨時職員1人、通勤手当を払っているというふうに言われました。この通勤手当を払っている基準は何でしょうか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）（登壇）

職員と同じ2キロ以上の扱いで通勤手当を支払っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

今、臨時職員145名いらっしゃる、フルタイム、短時間労働を含めて。その中で、通勤距離が2キロ以上というのはこの1人だけですか、それぞれ職場から。この辺わかりますか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

申しわけございません。わかりません。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

私は払うことが基準なんだと、払わなければならないと言っているんですね。払っているのがおかしいと言っているんじゃないんです。だから、言われるように、職員と同じように通勤手当については臨時職員に払わなければならないと思うんですね。嘱託職員については取扱要綱で書いてありますのであれかもしれませんけれども、この辺はぜひ調べていただいて、していただきたいというふうに思っています。

時間の関係もありますので、次の質問に入らせていただきます。

きのうから同僚議員、いろんな質問をされておりました。時間の関係がありますので、町長に1点質問いたしますけれども、人口動向はどうかということは質問しましたけれども、私が聞きたいのは、将来の人口動向についてなんですよ、過去じゃなくて。今から先、どのように町長はとらえますかと。

それで1点、町長が2期目を終わるのは平成24年2月ですね。あと2年と3カ月ですね。その平成24年2月には基山町の人口はどのようになっているというふうに町長は推測されますか。今現在よりもふえているというふうに推測されますか、減っているというふうに推測されますか。どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

今の流れ、それから人口ピラミッド、その辺を見ますと、このままじっとしておれば、将来にわたってまだ減少するという予測ができるわけですか、そういう予測があるわけでございますけれども、それを何とかしてやっぱり食いとめなきやいかんということで、きのうも申しましたように、いろんなところにも出向いたり、あるいは庁舎内にも人口減を食いとめるというプロジェクトチームもつくって検討していくということ、それからまた、もう少し幅広く皆さん方の御意見等もおかりしまして、なるべく減るよりもふやしていくというような方向で考えていきたいというふうに思います。その辺でどういうあれが出るのか、

とにかくやっぱり若者の定住というか、こういうことを将来的に考えていかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

なぜこれを聞いたのかといえば、いろんなところのホームページを見れば人口動向も書いていますね。鳥栖市のホームページを見れば、わかりやすいんですね。人口7万人に向かって、今、鳥栖市は人口増加に向かっていとはっきり書いていますね。平成23年10月末を人口7万人到達と。今現在、鳥栖市の人口は6万7,668人ですね。昨年の10月から比較して、1年間で767人の人口が増加したんだと。このまま人口の増加を続けていくんだと、鳥栖のほうは。そして、平成23年10月には人口7万人に到達するんだと、それに向かって鳥栖市は発展を目指すんだと書かれていますね。

マスタープランやいろんなところで書いてありますね、平成27年度、人口1万9,000名、将来は2万1,000名とか。きのうからも多くの同僚が発言されていますように、人口減少から人口増加に、人口増加までいかないけれども、せめて人口減少に歯どめをかけるためにどのような施策をしたらいいのかと、お互いに知恵を出し合いましょうというところで論議されていると思うんですね。だから、この辺については十分意見も酌み取っていただきたいというふうに私は思うんですね。

それで、長野地区というわけじゃないんですけれども、市街化調整区域で農地転用されているのがどれぐらいの面積あるのかなと。例えば、長野地区の町道ですけれども、千塔・長野線、3号線のちょうど黒田屋から長野に入る道がありますね。あれから南側、鳥栖方面に向かって、あそこから下の農地は市街化調整区域になるんですね。しかし、多くのところが農地転用されて、駐車場になっていますね。

質問ですけれども、あの地区、今どれぐらいの農地転用されているのか説明をお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

長野地区でございますけれども、ここ5年間でございますけれども、駐車場及び資材置き

場ということで0.49ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

この0.49ヘクタールというのは、ここ何年かの農地転用だろうと。その前から農地転用されている部分については、まだまだ数が多いのではないかなというふうに思っておりますけれども、私がなぜこれを聞くのかといえば、これは前も議会で聞いたんですけれども、市街化調整区域であるだけに、あの千塔・長野線の道沿いだけが全部、今、農地転用されて駐車場になっていると。早い話が、条件のいいところが駐車場になっていると。しかし、あれから下については、開発がなかなか進まない。進まない原因の中に、町の計画がはっきりしないと。あの地区を今から先どのように開発しようかと。先ほどから町長は言われましたね、線引き制度を継続し、適正規模の市街化形成を図っていくんだと。私も何度もこれを読み直したんですね、マスタープラン。これは町長がつくられたんだと思います。その中で、こういう文章がありますね。「まちづくりの主要課題、線引き制度の継続による自然環境の保全と市街地の形成について」と。言われましたように、線引きの制度は継続し、適正規模の市街化形成を行っていくんだと書いてあるんですね。その後に何て書いてあるかと。「ただし」と書いてあるんですよ、「ただし」。「ただし、長野地区の流通・工業地においては、隣接する鳥栖市の流通・工業地の本町方向への進展に伴う連続的な土地利用の連携とともに、国道3号線の秩序ある市街地を形成していくため、計画的な区域区分の変更について検討していく」と。線引き制度については見直ししていくと書いてあるんですね、このただしで、この長野地区については。だから、私は何度も線引き制度の見直しをやっぱりしていくべきなのではないかと、そういう計画を持つべきなのではないかというふうに言っているんですね。これは町長も何度も言われていると思いますけどね。

こういうふうにこのマスタープランや第4次総合計画で具体的な地名を書いて、こういうただし書きをされているのは、ここしかないんですね。あと町道の延伸とか、いろいろ具体的なものはあります。しかし、この地区開発において、ただし書きはここだけなんですね。町長はここをどのように思われますか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

そのプランにも書いております。また、たびたび申し上げておりますけれども、やはりこの線引き制度自体は継続をするということでございます。しかしながら、部分、部分によっては、やっぱり見直していくと。ということで、以前申し上げたということでございますけれども、大規模な土地開発は制度上も、それからスペース的にもなかなか難しいと。だから、地区開発、あるいは部分開発がこれから先、望ましいだろうというようなことも申し上げたと思います。

それと長野地区でございますけれども、これは確かに鳥栖とも私も話し合いをというか、あそこを何とかしたいと思っております。要するに姫方とつなげてということも申し上げました。そこで、鳥栖さんとしては、まだ今のところは飯田のほうのいろいろがございまして、ちょっとというようなお考えのようで――私の感じ取ったところはそうでございます。そういうことで、やっぱりこれから先、基山地区で開発ということになれば、あの長野地区が一つ注目されるのじゃないかというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

都市計画で当然、優良農地も守っていかなければならないと。そして、自然も保護していかなければならないと。乱開発は認めないというのは、私は当然やっていくべきなんだと思うんですね。しかし、片方、開発を望まれているところもあるんですね。そこについては、私は調査をすべきだというふうに思うんですね。ぜひともここについてはまだまだ、2度、3度、私もこれについては質問もまた行っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ1点、私は何度も言いますけれども、このマスタープランにしても、この立派な冊子の第4次総合計画にしても、これは町の方が責任持ってつくられたんですね。この中には、いろんなことが書かれていますね。これをどのように実効あるものにしていくのかという論議を含めてしていかなければなりませんし、ここに書かれていることができません、できませんでは、じゃ、これは何のためにつくったんですかというふうになると思うんですね。

ぜひともこれについては、今の財政から、この経済状況からして、私もすぐにできるとは

思わないんですね。しかし、これについては、やっぱり基山町の将来をどのようにしていくのかという展望が書かれておりますので、ぜひともこれについては真摯に論議していかなければならないというふうに思っておりますので、その気持ちだけは述べておきます。

時間がありませんので、一般行政について質問しますけれども、町民公募の委員会、審議会が3委員会と、閉庁後にされているのが1委員会と。これについて、具体的に名前を教えてください。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

まず、公募でございますけれども、男女共同参画推進プラン策定委員会、国土利用計画審議会、行政改革懇談会、それと閉庁後に開催されているのは体育指導委員会でございます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

今、非常勤特別職として報酬を5,700円支払われている委員会、審議会が、私も数だけ見ていたんですけれども、44ぐらいあるんですね。いろんなのがあります。今言われていた部分についても、これは当然、非常勤特別職として支払われている部分もあるわけですが、今から先、やっぱりまちづくり基本条例にもうたわれておりますけれども、町民の意見を聞く、いろんな聞き方の中で、やっぱりこの委員会、審議会、公募をふやしていくべきなんだと思うんですね。それともう1つは、公募するにしても、普通、平日の昼間働いている方は公募したくてもできないのが当たり前なんですね。だから、夜間とか休日、役所の閉庁後、夕方6時半とか7時からとか、そういう時間で開くことができる審議会、委員会については、全部それに切りかえていくんだと。それに対する職員の保障問題を含めては、私はこの場では申しません。氷川町ではボランティアでしたとか、いろんな意見がありますけれども、これについては私はここでは申しませんけれども、ぜひ切りかえていただきたいと。

そして今、次世代育成支援行動計画策定協議会も進んでいますね。こういうのについても、私はぜひ公募をしていくべきなんだというふうに申し上げておきます。

時間もありませんけれども、最後に、休日、週末、夜間とかにぜひ議会を開くべきなんだ

と、せめて一般質問を休日にするべきなんだと。それについては、町のほうは特段不都合はないというふうに言われておりますので、あとは残りは議会がどのような改革を進めていくのかという決意だろうと思うんですね。ぜひ私はこの場で議長にも申し上げますけれども、私は２年前に一回質問してから、その後、協議もしていくんだというふうに言われております。ぜひ協議をしていただいて、私たちがまず改革に着手していくと。別に議会基本条例をつくらなくても、できるところでいっぱい議会改革はしていくところがあるだろうというふうに思いますので、ぜひそのようにしていただきたいし、私もその一翼を担って頑張っていきたいという思いを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

～ 午前10時45分 休憩 ～

～ 午前10時55分 再開 ～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

続きまして、片山一儀議員の一般質問を行います。片山議員。

○５番（片山一儀君）（登壇）

こんにちは。第５番議員の片山でございます。まず当初に、行政機関で日々真摯に庁務に御苦労されている吏員諸官に感謝を申し上げます。

本日は12月８日、大東亜戦争が開始をされた日であります。東に「ニイタカヤマノボレ」、西に「ヒノデハヤマガタ」として暗号伝聞がされた。500万近くの慰霊が奉仕をされた。そのためには、やはりこういう議会とか、そういうものがしっかりしなければいけないんじゃないかと、こう思っております。

昨日、議長からここで公表がありましたが、それは私が４日の町長の町政報告に「現在」「現在」と書いてあるんですね。言われているんです。現在とはいつですかと質問したら、どこからか知りませんが、こういう議員必携という参考書があります。参考書に町政報告は質問しないんだとだれか言われたと。私はこういう参考書を頼りにして議員が活動してはいけないと思っております。この裏には法令があり、教科書があるんですね。教科書がありま

す。その後ろには真理があるんです。真理を追求しない限り、先ほど重松議員もあったように、議会改革はできない、こういう信念に基づいて一般質問をいたします。

私は行政サービスのあり方に関連して、6月議会で職員教育について、9月議会ではコンプライアンス、あるいはガバナンスについて質問をいたしました。今回は通告いたしましたとおり、行政組織、次いで行政サービス、道路行政、こう言っていますが、最後は行政の説明責任について質問をする予定であります。

昨日の一般質問でも同僚議員が行政組織のパイプが詰まっているんじゃないとか、それから、行政改革の検証という点を指摘されていましたが、私も行政サービスに関して多くの不満を耳にしております。そして、これらの不満は行政組織に問題があるのではないかと考え、本日質問をいたします。

重々留意をいたしますが、言葉が過ぎることがあれば、基山町に対するパッションであるというふうに御理解いただいて、御甘受いただきたいと思います。

本件はといいますか、課設置条例というのが19年12月に議会に上程されました。これは主として、総務常任委員会の審議を経て議会で可決をしていますので、執行機関だけの責任ではないと思います。議会運営委員会が十分な審議期間を設定したのか、あるいは審議の要領は今のままでよろしいのかという問題もあります。先日、佐賀で開催された議会改革シンポジウムというのがありました。そこで話題にもなりましたが、我々議会も住民の信託にこたえるべく、機能不全に陥らないように議会改革をさらに進めなければいけないと考えております。それは先ほど重松議員からも指摘のあったとおりでございます。

さて、平成20年4月から現体制が稼働し、2年弱を経過しましたので、基山町の活性化のために、ともに考えていきたいという視点で質問をさせていただきます。

まず第1点は、平成19年12月定例会に課設置条例が制定され、20年4月1日から施行されましたが、その際、主な組織機構改革点として8項目を提示されております。機構改革から2年弱を経過しましたが、予期のとおり行政組織は機能しているとお考えですか。

第2点目は、昭和21年11月24日、ごく最近ですが、行政電算機サービスのシステムの変更が行われました。変更の目的、変更前と変更後における機能の相違点、コストの面を含み、変更前後のその利点、欠点を示してください。

第3項めの1、9月3日、若基小学校において町道白坂・久保田2号線に関する地元説明会がありました。町長は地元説明会がおくれたことを陳謝されました。住民説明に関する役

場での徹底はできているのでしょうか。これはまちづくり基本条例の審議の過程でも、町の受け皿がちゃんとできていないんじゃないかと、古参議員からこういう質問がされておりました。そこらあたりについて、どういう体制になっているのかお答えいただきたい。

第3項め、その2として、若基小学校での地元説明会で町長は地元の反対者が多いことに驚かれたんだろうと思いますけど、驚かれていないかもしれません。12月議会で再審議する旨の発言をされたと記憶していますが、どのように処理をされておりますでしょうか。

以上、あらかじめ事務局長に想定問答をしっかりとっておいていただきたいと、――――
――――[発言取り消し]――――お願いしてありますので、これからこれに従って第2回目以降の質問を展開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それではまず、片山一儀議員の第1回目の御質問に答えさせていただきます。

まず、行政一般ということでございます。その中で幾つかあるわけでございますけれども、(1)行政組織とその運用に関して、行革ということでやってまいりましたが、予期したとおりの機能ができておるのかということでございます。

私としましては、十分とは言えないかもわかりませんが、機能しているというふうに思っております。現在といいますか、常にやっぱりこれは検証もしていかなきゃいけないということで、必要があればといいますか、見直して改めるべきは改めなきゃいけないというふうには思っております。

(2)の行政サービスについて、電算機行政サービスということでございます。変更したが、変更の目的、変更前と変更後における機能の相違点、コストの面を含み、変更前後におけるその利点、欠点を説明せろということでございます。

変更の目的は、従来の汎用機システムのリース切れによる大々的な更新の時期となったことです。今の時代に合ったシステムへの移行として、オープンシステムへの移行と業務のアウトソーシングを行うことでございます。従来のシステムは、汎用機による中央集中システムとして、基幹系業務を中心に構築され、30年以上も運用されてきました。大量の業務を一括で処理することにより、効率化とコスト縮減を図ってきたわけでございます。しかし、近年、情報化の進展により各分野で新たなシステムが導入されるようになり、システムの分散

化が進展してきました。また、将来的には電子自治体に対応したシステムや法改正に強いシステム構築が必要となっております。そこで、このような問題に対応できるよう、システムの変更を行いました。

変更前後の機能につきましては、基本的に従前のシステムを新たなシステムに置きかえることを主目的としていますので、機能の変更はそれほどございません。ただ、幾つかの新たなシステムや機能が導入されております。費用面では、後期高齢者医療システム及び農業管理システム等が追加されていますので、従前より少し多目の費用となっております。ただ、職員を派遣する必要がなくなりますので、人件費分が節約できるということでございます。

利点としましては、基山町が独自にシステムの変更及び運用ができることですが、ただし、それには基山町がその費用を負担することとなりますので、費用と効果を十分比べる必要があります。

欠点としましては、従前は小さな作業は電算センターへ依頼すれば処理してもらえましたが、今後はアウトソーサーに依頼するため、それなりの費用が生じることでございます。

(3)の道路行政及び説明責任に関してということでございます。

アの地元説明会で地元説明がおくれたことを陳謝されました。住民説明に関する重要性が役場内できちんと理解、徹底できているのかということでございます。

白坂・久保田2号線の接続については、平成18年に開いた町長と語る会のときに住民の皆さんにも説明をし、よく話を聞いて対応したいと答えておりましたが、議会等の手続が先になってしまったことを陳謝したわけでございます。

住民と行政との協働のまちづくりのために、住民への説明責任を徹底していかなければならないと考えております。

イの説明会で12月議会で再審議するということを私が発言したと記憶しておるがということでございますけれども、これにつきましては、私も12月議会で再審議するとは申した覚えはございません。ただ、12月末までには何らかの方向性を出すというようなことは申し上げました。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

行政組織の編成というか、平成19年8月に町長がチームリーダーになられた基山町組織機構改革ワーキングチームから報告書がというか、建議書が出ております。その建議書を見ますと、びほう的な改革でしかないということがわかるわけでありまして。びほう的、要するに繕いものをする、伏せをする、破れたところを繕う。と申しますのは、根本的なところが変わっていない。課の職を係をふやして、あちこちやっただけなんですね。情報の流れ、意思決定の仕組み及び実行システム、あるいは命令系統というか、こういうことが検討されていないんじゃないかなと考えているんです。

地方公共団体の役割、あるいは任務といたしまして、地方自治法第1条2項で、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と。また、同じ地方自治法第138条3項には、執行機関の組織の原則として、第1項「普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。」、第2項「普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」と明記されております。組織の編成については、古典の分類に属するんだと思いますが、バーナード・サイモンの「近代組織論」という本があります。それからまた、孫子の兵法の始計編というのが一番最初にあるんですが、そこで成功をおさめる基本要件として、道、天、地、将、法の5つが上げられています。その最後の法というのは、組織、制度、運営を指すのは御承知のとおりかと思います。

ワーキングチームは、この研究において、これらの組織論について研究をされたのでしょうか、町長、お答えください。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

実はこのバーナード・サイモンの「近代組織論」ということは、私も存じません。それから、孫子の兵法という言葉はもちろん知っておりますし、ぱらぱらと店頭でめくったというぐらいのもので、そんな詳しくは私自身も存じません。したがって、このワーキングチームでこの辺の研究をして策定したのかというようなことでございますけれども、チームの中でもそう詳しいあれはないと思います。

ただ、やはり今おっしゃったようなことは前提に頭の中に入れながらつくっていったということじゃないかと思います。なるほど、地方自治法に書いてございます。しかしながら、これは基本で、逸脱してはならないということで、この辺を遵守し、頭に入れながら作業を進めていったというふうに私は思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

基山町はラインシステムととらえているようですね。組織の形として、ラインシステム、あるいはラインスタッフシステム、ファンクションシステム、機能型などがありますが、ワーキングチームでは、これらについて、基山町にどういう組織を採用しようかという検討はされましたでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

これまたラインシステム、ラインスタッフシステム、それからファンクションシステムという言葉自体もちょっと私もなれないところでございます。したがって、これらをどの方式をとろうかというようなことは特に議論はなかったという覚えがございます。

ただ、やはり組織機構をスリム化しなきゃいかんということ、そして、当然その中には機能させていく、そういうシステムをつくるという、その辺はやっぱり頭に入れながらやってきたということでございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

今、組織の形をお伺いしました。

次は組織の編成単位といいますか、これには3単位制、あるいは4単位制、特殊なものとしてペントミック制、あるいはプロジェクトタイプなどありますが、ワーキングチームでは検討されましたでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

もう重ね重ね私の不勉強、無知をさらけ出すようでございますけれども、3単位制、4単位制、それからペントミック制というようなことは特に研究はいたしておりません。

これは一般的なことでございますかね。特殊な軍隊でどうこうということじゃございませんか。申しわけございませんけれども、そういうことで、その一般的な語彙自体もちょっとぴんとこないというような状況でございます。そういうことです。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

特殊なことを聞いているわけじゃございませんので。現在、庁議と称する最高意思決定機関があるようですね。町長はその直下に10個単位を掌握されていることになるわけであります。他にも、きのう初めて、ああ、やっぱり会社の経営者だった町長だなど。経営会議というのがあると、こういうふうに聞きました。さすがと思ったんですが、昔から船頭多くして船山に上るという格言もあります。町長がたとえ超人であっても、昔、聖徳太子は10人の言葉を一緒に聞いたと、こう言われます。それから、厚労省から出向されている北九州の副市長がおっしゃっていました。カワゾエさんはーカワゾエさんじゃなかったですかね。前の厚生労働大臣ですね、彼は10人の言葉を全部聞くんだそうですね。そういう超人のことは別にしても、10個単位を把握するということは、統業、統率、指揮は難しいのではないのでしょうか。組織の掌握には3単位、あるいは4単位ぐらいが適当であるという論文がありますが、こういうことについて一応調べられて、こういうことを指導されたんでしょうか、お伺いしたい。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

確かに10課あるわけでございます。それが10個単位ということだろうと思いますけれども、それを詳細といいますか、細かいことまでは、もちろん私の能力ではそんな把握できるということじゃございませんけれども、しかし、大筋につきましては、やはり課長、係長とも話まして、それから、特に私が望んでいるのは、詳細どうこうじゃなくて、やっぱり詳細は庁舎内で縦横で協議してやってくれと、それが機能する本当の筋だろうというふうに申してお

ります。

そういうことで、大筋の統業、統率といたしますか、ということはやるように、またやれるようにということで10課というようなことにいたしましたわけでございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

町長の能力とかなんか、そういう問題じゃないと思うんです。町長には高い力をお持ちだろうと思うんですが、町長は副町長を設けないことを決定されました。町長に屋上屋を重ねる副町長は不要だということに同感であります。そしてまた、先ほど軍隊という話も、自衛隊には副指揮官があります。この副指揮官、うまくいくといい組織になりますが、うまくいかない場合は悪い組織になっていったという体験を持っております。

そういうことで、組織論的には2つの単位なり3つの単位があるから、それを統括する1つ上のチームができてくると、長ができてくる、こういうことになろうと思う。ボトムアップなんです。ところが、教育長の下には1課しかないんですね。屋上屋を重ねることになっております。どちらかが要らないじゃないかと。組織論的には疑問があるわけですが、そこを副町長をなくされて屋上屋を重ねることをやめられたんですが、教育委員会については、町長、いかにお考えですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

本も出ておりまして、私も前の志木市長の本なんかも読んでみましたけれども、題目は、教育委員会不要論とかなんとかというような題目だったと思います。どういうことを書いてあるんだろうなと思って読んでおりましたら、いや、やはり教育委員会をなくすというんじゃないくて、もっと機能させると、私はそういうふうに読んだわけでございますけれども、そういうことで、やはり教育委員会というものは必要だと。それから、本当の筋からすれば、政教分離というようなこともございましょうから、やはりこれは機能させていく方向で考えなきゃいかんのかなと私は思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

私も教育委員会のことは重要だと思います。不要論を言っているわけじゃなくて、組織論的にどうだと言っているだけで、町長はこども課を立ち上げ、生涯学習課を廃止されました。子供の福祉を重視されたということだろうと思います。毛沢東が矛盾論という中で、「問題を見るときには主観的一面性及び表面性を見ることは禁物である」と言っております。また、孫子の兵法の中にも、「敵を知り己を知らば、百戦して危うからず」と、こう教えています。これは両面を見なさいと。子供の福祉なのか、子供の教育なのかと、こういうことだろうと思います。

子供の支援に関して、教育面なのか、あるいは狭義の子供福祉なのか、これについては、こども課をつくられるときにお考えになりましたでしょうか、お答えください。

○ 議長（酒井恵明君）

町長。

○ 町長（小森純一君）（登壇）

こども課が本当に、いわゆる単なる福祉なのか、あるいは教育なのかという分けたような検討は特にはいたしておりません。ただし、やはり子供を育てるというトータル的な面で、これもやっぱり福祉でもあろうし、あるいは教育でもあろうし、その辺を総合して、こども課ということで、子供を育てるという意味で立ち上げたということでございます。

○ 議長（酒井恵明君）

片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

教育基本法に、教育には家庭教育、学校教育、社会教育があるよというふうに明記されています。国だけでなく、地方自治体においても、あすの日本、あすの郷里を背負う幼児、児童、少年の育成は大変大事なことであります。教育委員会の事務局の充実がぜひ必要ではないでしょうか。

政府は今、文部科学省と厚生労働省に分かれております保育園と幼稚園の機能を検討しております。政府には、幼保連携推進室というのが設けられておりまして、幼稚園と保育園が合体した認定こども園が始まっております。これについては当然御存じだと思いますので、問いませんが、男女共同参画推進法、平成10年に施行されておりますね。基山町は、ようやく11年たった後に推進計画の作成を始められました。これからそういう男女共同参画を支

えるものは、幼児教育というか、幼児の預かりというか、非常に大事である、こう思っております。そこらあたりを申し上げて、次の質問に移ります。

次は組織のネーミングということがあります。意思を表現するのが名前、言葉、言霊という言葉がございます。言葉には魂を込めて言うんだ。

例えば、企画政策課がありますね。この企画政策課は、ぼつと読むと、企画をしながら政策を実行する課だ、こういうふうに理解できるわけですが、建議書の中を見ますと、政策を企画するということだと書いてあるんですね。それだったら、何で政策を企画する政策企画課にならないのかなと、こう私は考えるわけでありまして。

また、税務住民課というのがございます。これが一緒になっていることも私は疑問だと思っているんですが、もしこのとおりであれば、税金を取ることが優先で、住民サービスが後かなと、こういうニュアンスを受けるわけですね。住民サービス優先であれば、住民税務課とするのが意思のあらわれ。これは、いや、違うよと、徴税が先だよ、優先しているんだよ。ある町民の方が、行政は、役場は取ることは早い、でも、謝りに来ることが遅いと言った人がおられました。そういうことで税務住民課になっているのかな。これもやっぱりネーミングですね。

それから、機能的にですね、きのう町長がおっしゃいましたけれども、総務課と財務課が一緒になっていることはおかしいですよ。これは私はあるワークショップで、この基山の組織について、失礼ですが、検討させていただきました。そのときに、企画室というスタッフ制度を設けたらどうかなんていう意見が出ておりましたが、こういうネーミングについて、町長の何か魂胆があってされたのか、いや、そんなこと考えないで、建議書にあるように、税務というのはなじみが深いから簡単につけたんだというのか、お聞かせください。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

確かにネーミングというのは重要だと、余り軽くいろいろやっちゃいけないというようなことは私も思います。

したがいまして、1つは、企画政策課でございますけれども、これは建議書にそれが書いてあったのがちょっと私も記憶にないんですけれども、私の思いとしましては、やはりいろんな町の企画もしていくというようなこと、ぜひそれをやってもらいたい、それが大きな仕

事だと思いますし、それからまた、それだけじゃなくて、本当に政策を全体的に考えていくという、これをひとつやってもらいたいと。だから、企画といわゆる政策とは、政策を企画するということの意味合いじゃないと、私はそういうことで、そこまで深く考えていなかったということでございます。

それから、税務住民課も、税務が先か、住民サービスが先かということでございますけれども、これも税務が先というようなことは決して私は思っておりません。税務も住民サービスの一環、当然だと思いますし、ただ、これは何でしょうか、ちょっとそういうもんじゃないとおしかりを受けるかもわかりませんけれども、住民税務課と言うよりも、税務住民課と言ったほうがごろがよかったのかなというような気もいたしますけれども、そんなことじゃないというふうには私も思いますので、指摘があって、なるほどなというところでございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

今まで組織について申し上げた。非常に軽い気持ちでおやりになっている。自分の意思を出されていないというか、企画政策というのは、政策を企画すると建議書に書いてある。建議書には非常にきれいな立派な文章で書いてある。うわ、基山町の文章能力も高いなと私は勝手に評価させていただいているんですが、今先ほどいろいろ聞いたんですが、それぞれ理由があります。泥棒にも三分の理というのがありますから、それぞれにいろいろな理由があるでしょうが、組織には権限と責任を明確にする必要があります。行政の組織機能は、1つは、住民サービス機能、それから行政管理機能、総務機能に大別されると、こう思うんですね。そこにそれぞれに部長を設けられて、セクションごとにきちっと責任権限を明確にしていける。先ほど一番最初の答弁で、今、機能しているよ。きのうも言われました、必要があれば変えるよとおっしゃいましたが、もう少し抜本的に意思を持って早急にお考えになるつもりはございませんでしょうか、再確認をいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

これはきのうも私も申し上げたと思いますけれども、これが機構改革をして1年半ちょっ

とということでございます。したがって、今いろいろな面で検討といいますか、それを行っているわけでございますけれども、だからといって、早急にすぐまた変えようとかというつもりもございません。少なくとも3年はじっくり見て、そして、それが機能しておるのかどうかというようなことを検討しなきゃいかんというふうには私は思っております。

しかしながら、部分、部分としては、これはどうしても急ぐというようなことが一、二ございますのは、それはやっぱり改めていきたいなというふうにあるところではあります。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

組織をつくったとして、次は組織の運用ということが問題になるかと思います。きのうの答弁で、白坂・久保田2号線の設計委託料の問題が出ました。これについて町長は見送り、私は立派な判断だろうと、こう思うんですが、担当課長に質問されたら、担当課長は予算執行を上層部に具申したかと、こういうふうな回答だったように私は聞こえたんですね。耳が遠いから、そうかどうかかわからないけれども、そうだったと思います。上に上申して、上が決めたことだからと、こういう話があったように。それから、これは前にも言ったことなんです、町の財産管理はどうなっているんですかと。例えば、11区のグラウンドのフェンスあたりだと、こういう話をしたら、課長が区の役員を呼びつけられたのか、来てくださいと言われたのかかわからないけれども、いろいろ言うなら財産を区に返すぞと、こういうふうな権限のないことを言われたそうであります。それから、指定管理者について質問をしたら、総務課長はあたかも教育長の顔を見て、おたくの責任だよみたいな顔をされました。指定管理者の組織というのは、御存じのように、町長の主権事項と、総務課長の担当であります。こういうところは、この組織の運用が機能、責任、権限がきちっとしていないために、こういうことが起こっているんじゃないかと、こう思うわけですね。

今、基山町事務決裁規程というのがございますね。この中で、私は見て驚いたのは、町長の決裁事項という欄があるんです。町長はこれだけを決裁するよというのがあるんです。私はびっくりしました。町長は法の定めるところに基づいて、執行機関の長として一切について権限を有し――法に基づいてですよ。一切の責任があるのは当然なんですね。権限を委任するために決裁規程がつくられているはずであります。責任、権限が決裁規程に不明確なんですね。それから、決裁規定欄に町長の決裁事項が掲げられているということについて、町

長はどう思われますか。町長はすべて決裁権を持っている。それを委任するわけでしょう。それについて、町長の決裁事項はこれだけと明記されているんですよ。それはおかしいことだと私は思うんですが、町長いかがですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

今お尋ねになったのは、決裁権の問題だと思うんですけども、その前に、ひとつ御発言があった課長の発言というようなことでございますけれども、ちょっと時間いただきたいと思います。

この白坂・久保田2号線に関しまして、これは町長が決めたんだからと、課長がそう言ったというようなことでございますけれども、私はその辺はちょっと果たしてどうなのかなと。私自身もしっかりした把握はしておりません。聞いた覚えもございませんもんですから、ちょっとその辺はどうなのかなということでございます。

それからもう1点、町の施設といいますか、その管理というようなことだったと思います。これにつきましても、以前、ちょっと話があったと思いますけれども、これは説明させていただきますと、これはいわゆる11区の問題で、11区の用地の処分が必要になったと。いわゆる日本勤労者住宅協会が業務停止するということ。だから、用地の処分が必要になったと。それを11区に、高島団地専用水道組合及びサングリーン団地自治会に申し入れたけれども、この団地が任意団体であるため、所有権登記の当事者となり得ないことがまずあったと。それから、仮に登記できたとしても、多額の不動産取得税及び登録免許税が発生することになるから、基山町で受領してくれというような申し入れがあったというふうに私は聞いております。しかしながら、基山町としては、これは新たな負担が発生するということでございますので、寄附は受け取らないということを申しましたけれども、維持管理を11区等で行うこと及び当該土地は公共用地として使用するということを条件に覚書を取り交わして受領したという経過があった。そのフェンスの修理とかなんとかというようなことが発生したもののだから、それはひとつ11区でやっていただきたいという願いをしたということは聞いておりますけれども、そこでさっき言われましたように、返すぞという発言があったのかどうかは私も知りませんが、状況としてはそういうことで、まさか返すぞというような言い方まではしていないんじゃないかというふうに私は思います。

○議長（酒井恵明君）

町長、本題に入ってください。

○町長（小森純一君）続

はい、ちょっとそれを一言言わせていただきたいということでお断りして申し上げました。

それから、肝心の決裁の権限でございますけれども、これはすべて私の権限でもあろうし、責任でもあるということは当然でございます。しかしながら、それじゃ、それをすべて決裁するのかということは、これまた不可能で、やっぱりある部分は委任して、そして、重要な部分は私が決裁をするというようなことを今やっておるわけでございます。だから、ほかの部分の権限も責任も放棄したのかということじゃございませんし、また、これだけという限定をされたという覚えもございません。そういう認識でございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

議長に促されて最後になりましたが、書いてあることにどうですかと書いたので、町長はすべて負うわけです。それを分権するために決裁規程をつくられているわけで、委任されているわけですから、町長があることがと。

それから、ちょっとついでに触れておきますが、登記簿を見てください。11区はどこにも入っていません。勤労協から町に入っています。管理ということについても質問しました。そこらあたりが根拠に基づかない行政の事務、履行、こういうことになっているんじゃないかと思います。

次に移らせていただきます。

先日、熊本の氷川町から平室長というのが来町されて、まちづくりに関して職員の講義をされました。この平室長さんは、前の宮原町のときからまちづくり推進にかかわって、10年を経過されておる。それから、11月28日に三重県議会の事務局次長、高沖氏が来られて、議会改革に関するシンポジウムが県立美術館で開催されました。基山町からは町長、議長、それから大山議員と私と4名が参加しておりましたけれども、御存じでしょうが、この両者に共通していることは、自分がみずからビジョンを持ちながらどうしようか、そして、情熱を傾けられていること。しかるに、基山町では、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけど、多くの計画がコンサル任せであります。確かに体裁は非常によろしゅうございます。その中

に魂が入っているんだろうか。この町をこうしたい、こうありたい、あってほしい。他人がつくった計画を情熱を持って実行できるでしょうか。

この前、町が実施をされた協働のまちづくりの説明会もほとんど委託業者の方が説明をされました。私は委託業者の説明は非常によくわかりました。基山町の係長が説明されたのは、傍聴者というか、聞かれる参加者から、わからんと、声が小さいというやじが飛んだぐらい。要するに組織の運用がどうなっているのかなと。これがいろんな行政に対する不満を持たれている原因じゃないかと。私がきょう質問している主要な要因でもあるかと思うんですが、こういうことについて、町長、どうですかね。この前、コンサルに任せることは専門家だからとおっしゃったんですが、本当にそうですか。自分が鉛筆をなめて、こうしたいという熱意があるから実行力も出てくるんじゃないでしょうか。町長、そこらあたりはどうお考えですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

いろんな委託業務がありまして、中でも、幾つかはやっぱり、ほとんどの委託というのは専門家、専門家のいわゆる作業の部分の委託だということだと思いますが、中には策定業務とかいうのがございます。これも幾つか今年度ですか、2つか3つぐらいございました。これも委託して業者に任せるのじゃなくて、自分らでつくれということでございましょうけれども、それが費用の面でもそうでしょうし、いわゆる気持ちが入るというようなことでもいいということでございましょうが、やっぱりなかなかそうはいかない部分もあるということには御理解もいただきたいと思います。少ない人数でやっておると、これは言いわけになりますけれども、そういうこともございますし、また、そこに全く職員が関与しないということじゃございません。やはりその中の理念とか、そういうことについては、しっかりと関与して、一緒になってやっていくと、そういう仕事はしております。しかしながら、それをまとめたり、一冊の冊子にしたりという作業は、やっぱり委託するという、これがやっぱり合理的といえますか、そういう面もあるかというふうに思っております。

それから、これも余計なことでおしかりを受けるかもしれませんが、コンサル業者さんにほとんど説明させたということでございますけれども、それはそれで、しかしながら、その後の質疑応答というようなことについては、町のほうで対応したということじゃないか

と思いますので、そここのところの仕事の分担といいますか、その辺の部分かなというふうには思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

御苦労はよくわかりますし、一生懸命課長が夜遅くまで作業をされていることも一部はあるんですね。ところが、北九州市の副市長さんがおっしゃったように、私は厚生労働省から北九州市の大都市にですよ、政令都市に来て、こんなに暇だとは思わなかったとおっしゃいました。やはり5時から過ぎが企画の仕事ですよ。それまではいろんな連絡があって、それから鉛筆をなめるわけです。そういうところで、当然いろいろ御苦労はされていると思いますが、それに甘んじては、いい基山町ができないと、こういうふうに思うわけですね。よろしく願いいたします。

次ですね、ちょっと言ったんですが、仕事の情熱に関するという点でしたんですが、今回、12議案中8議案が提案理由がないんです。議案に提案理由がないというのは、その必要性がない。町長は提案理由を説明されました。いいですか文書で、口頭ですよ。公務員というのは、文書がすべてだと言っても過言でないんです。今回、第80号議案でしたか、まちづくり推進課が出ている提案理由。昔は提案理由として、道路法の何条に書いてあるから議決を求めなきゃいけないというやつは本文に上がっていました。要するに議案書の提出議案のフォーマットすら、きちっと整備をされていないんです。

これは議案書のフォーマットとか、それから、そういう審査とか、これは総務課長の所掌なんですね。総務課長のところには文書係もいるはずですし、法令係もいるはずなんです。そういう組織になっているんですから。それが統一をされていない。それはみずから何かを、忙しいかもわからないけれども、そういう原点に立ち返ってやっていかないと、きちっとしたすっきりしたものにならないんじゃないでしょうか。

行政の運用手法とか行政事務執行力に問題があると、こう思うわけです。だから、私は前に職員教育について、今回もまた同僚議員から職員の教育についてという質疑がありましたが、やはりいろいろ考えていただかなきゃいけないと。

次に、町長の施行環境について少し触れたいと思います。

僭越であります、町の運営に対する不満の声を多く耳にしたということはさきに申し上げ

げましたけれども、意思決定が明確でないことに起因するようであります。町長は首長のほかに、社会福祉協議会会長とか、観光協会会長とか、米の推進とか、町長であるがゆえに、多くの役職を兼務されています。これは基山村であったか、わかりませんが、そのころの名誉職的なことが絡んでいるんじゃないかと。これを今整備されて、この大変な時期には本来の町のかじ取りの職務に専念していただかなきゃいけないんじゃないかと、そういうふうに考えるわけですね。

例えば、町長は庁用車をみずから運転されると伺いましたが、そのとおりでしょうか。はい。昔、車はステータスのシンボルであったかもしれませんが、現在は動くオフィスですね。情報収集をし、思考をし、意思決定をし、指揮をするところです。例えば、米国大統領ですね、これには空飛ぶオフィスというのがありますね。御存じだと思います。エアフォースワンという飛行機があります。空に上がっても指揮できるんですよ、情報もとれるんです。みずから運転されていては本来の仕事が不能ではないでしょうか。経費の節減だけお考えでしたら、軽佻に判断を欠いたことじゃないかと。また、将来を嘱望される職員を専用ドライバーとされることは、格好の職員の教育の場じゃないかと思うんですね。町長の御判断をお聞かせください。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

庁用車の前に幾つかあったと思いますけれども、意思決定が明確でないということでございます。それは私も反省をいたします。しかしながら、私の方法としては、やっぱり全庁的に課長と職員とみんなと協議していくというようなこと、そして最終決定、判断は私がするというので、その決定があいまいだということであれば、また私も考えなきゃいかんと思いますし、それから、ほかにいろいろ、例えば、社会福祉協議会とか、観光協会とかの会長もしておるわけでございます。それによって業務のほうがおろそかになって意思決定ができないとかということでもないとは思っております。むしろ私が会長をするべきじゃないということは以前から申し上げていますが、それは逆の意味で、社会福祉協議会にもっと没頭できるような人がいたほうが協議会の運営にもいいんじゃないかと、逆のほうのことで私は申し上げてきたというふうに思っております。

それから、車の件でございますけれども、確かに自分で運転して行っております。私が車

を運転していくのは月に何回でございましょうかね。佐賀に1回は必ず首長会のあれがありますから行きます。そのほかに、もう1回ぐらい行くかなということです。あと鳥栖の広域の会合に行く場合がございます。その程度、あとは町内、社協に行ったりというようなこと
でございますので、私がもっと忙しければ、そんなことはするべきもないんですけども、
その辺ということでございます。

それともう1つ、私もかねがね思っておったし、今おっしゃっていただいたのは、一番大事なのは、職員教育の場というようなこと
でございました。これはやっぱりドライバーさんと行くだけじゃ、その中で仕事といっても、そう余計じゃないと思いますけれども、やはり職員が一緒に行くと、課長、係長、その辺と一緒に
行くと、いろんな話ができると。そういう意味では、私が運転するよりも、職員に運転させたほうがベターだというふうには思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

もっと忙しかったらとおっしゃったんですが、私は町長は超多忙じゃないかと思っているんですけどね。

古川知事の車はごらんになったことがあると思うんですが、パソコンが装備され、指揮の骨幹である通信が装備されておりますよね。そういうふうに時代が今変わってきておるわけ
でございますので、ひとつよろしく御検討をお願いしたいと思います。

それで、電算システムの更新について私は質問したんですが、企画政策課長にお尋ねしたい
と思います。

今、電算センターからここへ来るケーブルを佐賀県の公共ネットワークのLANケーブル、これは光ケーブルのやつが使われておりますね。能力は幾らですか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

申しわけありません。把握いたしてありません。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

100ギガあるんです。普通の我々がパソコンに使っているのは100メガぐらいです。100ギガというのは、A 4 の用紙何枚ぐらい送れますか。そういう基礎データを把握しないで、電算機の運用ができるでしょうか。我々は、御存じだと思いますが、ライフルというのは有効射程が300メートルで、最大セイが1,000メートルです。それが基礎になって物を考えていくわけですね。この前、「坂の上の雲」というのがテレビでやっておりました。メッケルという少佐が、おまえ、ショウタイの長さは幾らだと、こう言っているんですね。その単位を知らなくて上の積みができますか。例えば、1日の水の使用量というのは1.8リットルです。その1.8リットルというのは、お風呂から、炊事から、洗面から全部含んでデータが出ているんですね。そういう基礎所見を知らなくて運用ができるだろうかと、こう心配なんであります。

今、稼働時間は8時半から21時の間になっているはずですね。違いますかね。それが今度どのように変えようとされているのか、これをお伺いしたいと思います。

○ 議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○ 企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

稼働時間につきましては、24時間の稼働になっております。人員配置に關しての時間的には7時45分から21時までとなっております。

○ 議長（酒井恵明君）

片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）（登壇）

その協議会というか、協議を、その運用規定というか、運用規則をこれから定めるというふうに聞きましたが、それは事実でしょうか。

○ 議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○ 企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

運用規定につきましては、今のところ作成はいたしておりません。ただし、情報セキュリティーに関しましては、基山町のデータ処理管理運営規程、それから基山町情報セキュリティー規程を設けておりまして、内部情報系のセキュリティーを含めて対策はとっております。

それから、アウトソーシングセンターの運用に関しましては、委託業者を直接拘束する必要がありますので、業務委託契約書中の運用取り扱いの仕様書のほうで対応を行っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

先ほど利点、欠点でも言われたんですが、これから協議をして、そこらあたりを決めるといことなんでしょうけれども、部内のほうはいいですが、非常にドラナー的じゃないかなと、こう思うんです。今の課長、園木さんは、前、鳥栖市民協働推進課長でしたよね。それが今移られておるようですけれども、やはりもっと、そこも大事ですけれども、基山町がどういう住民サービスができるのか。私、この前、質問しました、モール街で端末処理ができないのかと。今度できるようになったんですよ。そのケーブルを引くのは、NTTなり、九電のQ-NE Tのケーブルを使えば簡単にできることなんです。そして、24時間、サーバーが全部分散方式になったわけですから、自分のところで管理できるわけですね。自分のところで土、日でも、この前、これも基山町の方から言われたんですが、勤め人にとって非常に利用しづらい。しかも、行政に行っても1時間待たされるのはまああると。勤め人が行きづらいし、行ったら何だかんだといって待たせることを何とも感じないと。これは待たせるほうから見ると忙しいから余り感じないかもわからんけれども、待たされると非常に感じるもんですよ。

そのように、電算サービスがこれからもっと住民のためにどのようにしようかという考察はされたのか。されてあれば、概要だけ教えてください。これからであれば、もう結構ですからね。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今後の住民サービスにつきましては、また今後検討していかなければならないと思っておりますけれども、今回の利点のほうでも町長が述べましたように、税、住宅使用料、保育料につきましては、現在、出納室、金融機関等でしか納付をいたしておりませんけれども、納付者等の利便を図るために、平成22年4月よりコンビニ等でも納付ができるようになってお

りますし、また、今後はマルチペイメント等の活用についても研究を行っていきたいと思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

富士通の子会社に業務委託をされてやられているようですが、ひとつ事務のために何ができるんじゃないくて、それを最大限に、その諸元をですね、どれぐらいの文書量が流れるんだよと、どういうものを送れるようになったんだよ、どのようにプリントアウトできるようになったんだよということをしっかり基礎諸元を押さえていただいて、フルに活用できる知恵を絞っていただきたいと思います。

あと白坂・久保田2号線については、きのうも先送りするよという話を聞きましたので、この必要性をどのようにお考えだったのか。交通量の測定をされたのか、いろいろ聞こうと思いましたが、これは省略をさせていただきます。

つきましては、本桜・城ノ上線が今、住宅地内につくられることになっています。この前、説明会を開かれたら、9月の一般質問でしたら――一般質問ですか、討議でだったか記憶していませんが、私が質問したら、いや、これは18日にやる予定だよと、こういうことでしたね。10区に行って説明されました。そのときは組長の3分の1ぐらいしか集まらなかったというふうに聞いております。その後、またさらに区の運営委員会で説明されたそうですが、住民の方は御存じなかったことがたくさんあります。やはり基山町の、これは議会事務局に伺ったんですが、事務予定はあるんですよ。業務予定がないんです。いつ何をするからここで手を打っていかなきゃいけない。きのう同僚議員が予算編成のためにはここでこうしていかなきゃいけないという業務予定の一覧を説明してありましたけれども、基山町にない。したがって、場当たり的な業務になっているんじゃないかと、こういうふうに思うわけですね。

そのところで質問なんですが、住民説明、この本桜・城ノ上線ですね、これは住民の住宅のあるところにつくられるわけですから、直接住んでいる人に影響を与えることがたくさん考えられます。騒音が非常に来るんじゃないかと、どっち通すかによってですよ。そういう住民説明はどのようにお考えなんでしょうか、教えてください。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

ただいま本桜・城ノ上線の新設についての説明会の件でお尋ねでございましたけど、これは町道の路線の認定というのを9月議会に議案上程いたしました。それで、町道の路線の認定後に測量設計をして、その後に地区関係者に説明するようにしておりましたけれども、10区の区長さんから、この町道の路線の認定については区運営委員会に説明してほしいという要望がございました。10区運営委員会が9月18日と23日に開かれましたので、町のほうから出向いて行って説明をいたしました。大方の理解をいただいたというふうに考えております。

既に測量業務、それからC B R試験業務を発注いたしておりますので、その成果が出ましたら、その成果に基づいて、また地区関係者と協議をするということを申し上げております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

移動時間で死節時間が多いので、最後でございますが、これまで議員からいろんな要望が出されております。お金のかかるものも多いようでございますが、本日お願いしたのはお金はかかりません。早急に御検討ください。

現在は、ジョン・F・ケネディの有名な言葉がありますが、「我々が国家に何をしてくれと望む前に、我々が国家に何ができるかを考えるときだ」、これは町長が主張される協働のまちづくりでありますし、議長が言われます議会と行政が車の両輪であると、こういうことであろうかと思えます。お互いが知恵を出し合って建設的な相互牽制により、基山町のため、町民のために改革を進めてまいりましょう、お願いをして、質問を終わります。（「議長、終わる前に動議を」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

動議……（「今の発言に対して動議」と呼ぶ者あり）

午後からだめですか。（「いや、今」と呼ぶ者あり）今あったから。じゃ、簡潔に。

○12番（平田通男君）

今、片山議員の質問の中で、ちょっと気になる言葉があったわけですね。一般質問をされる前に、本町の議会審議を－[発言取り消し]－のような審議はしないと言われました。私は言葉の表現を大切にされる、いわゆる知能派の議員としては不適切な発言ではないかと思えます。できましたら、議事録の中から削除されるように要望します。その判断については、

議長に任せます。

○議長（酒井恵明君）

その件は、実は私も片山議員の一般質問の冒頭におっしゃったことは気になっているんですよ。議会運営委員長とも相談しながら、また発言者とも協議して、会議録から削除するかどうかということは協議していきたいと思います。片山議員。

○5番（片山一儀君）

御指導があると思いますが、－[発言取り消し]－というのは私の言葉ではないんですよ。御存じだと思いますけど。これはもっと公表されている言葉なんです。そういうことがあります。後でしっかり協議をさせていただきます。よろしく。（「使う場所が違う」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

以上で片山議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時7分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、後藤信八議員の一般質問を行います。後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

3番議員の後藤信八でございます。通告に基づきまして質問を行います。今回は基山町の将来的な課題について質問します。

まず、大きな項目の第1に、基山町の高齢化社会への対応であります。

町が10月から各区ごとに行っている協働のまちづくりの説明会の席上にて配付されております人口の将来予測をいただきました。10年後の平成31年には65歳以上の高齢者比率が町全体で34.8%になるということを提示されました。これから10年で13.8%も上昇するという予測を聞いて、これは佐賀県でも飛び抜けたスピードで今後基山が高齢化するのではないかと、という危機感を大変持ちました。私も含めて、お互いに経験のない将来の問題であります、この急激な高齢化がもたらす基山町の課題と対応について執行部の認識と見解を問います。

まず第1に、基山町の高齢化の状況についてお聞きします。

1 つ目に、高齢化率のこれまでの推移、佐賀県、全国と対比してどのようになっているか。国勢調査ベースの昭和55年、平成 2 年、12年、17年の数字で提示してください。基山町については、あわせて高齢者数も提示をお願いします。

2 つ目に、同様に今後の推移についてどのように予測推計されておるのか、平成22年、27年、32年、37年、同じように国勢調査ベースでわかる範囲で提示をいただきたいと思います。

3 つ目に、地区別の高齢化状況について、平成32年、37年の行政区別の高齢化率の推計をわかる範囲で提示いただきたいと思います。

2 つ目に、基山町の高齢化の課題と対応について、今現在の行政の見解をお伺いしたい。

1 つ目に、基山町の高齢化の特徴とその要因について、行政としてどのようにとらえているかをお聞きします。

2 つ目に、急激な高齢化が現実となった場合、想定される問題は何か。

また 3 つ目に、私の本題であります、特に新興住宅地における急速な、かつまとまった高齢化社会の出現に対して行政としてどのように対応していくのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

4 つ目に、高齢化の進行は10年後の基山町の財政にどのような影響を与えるのかと。特に、税收、高齢関連の歳出、とりわけ国保財政への影響等について見解をお聞かせいただきたい。

第 3 に、この20年余りの基山町の発展を支えてきた新興住宅地が今後急速に、かつまとまって高齢化することにより、これまでとは逆に、基山町の大きな課題となるのではないかというふうに思っております。今こそ基山町がうたう協働のまちづくりの基本理念を体し、自助、共助、そして特に公助の面から何をしていかなければならないかを問いながら、抜本的な高齢化対策を検討すべきときに来ていると思いますが、町長の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、合併問題であります。

御承知のように、基山町は17年 3 月までの市町村合併特例法に基づく合併を回避し、自立で生き残ることを前提に、平成18年をスタートとする第 4 次総合計画に取り組んでおります。しかしながら、今日、総合計画も 4 年を経過しようとする中で、あえてこの時期に基山町の将来を考えて、合併問題を問いたいと思います。

第 1 に、近隣市町との合併を選択せず、自立の町政をとってきたが、基山町として、これまでの評価はどのように考えているのか。プラス面、マイナス面、あわせてお聞きしたい。

第2に、県内において先行して合併した市町について、その成果とか課題とか、基山町としてその辺のことをどのように把握し、評価をしているかということについてお聞きしたい。

第3に、10月に開催されました鳥栖青年会議所主催の「とす・きやまの未来を考える合併ワークショップ」について、町としてどのように把握しているか。

第4に、昨年、鳥栖市と基山町の若手職員による地域ビジョン検討委員会が行われておりますが、最終的にどのような答申や報告があったのかをお聞かせいただきたいと思います。

第5に、いかなる合併にも必ず町民にとってはプラス面とマイナス面が発生するというふうに私は思っております。この観点から、例えば、隣接の、非常に具体的であります、鳥栖市と基山町を現状比較した場合に、基山町にとってプラスになる、あるいはマイナスになる要素について、今現在どのように町として把握されておるかについてお聞きしたいと思います。

最後に、第1問目でありましたように、基山町の大きな課題であります人口の減少とか急速な高齢化など、基山町と町民の現実と将来を冷静に見据えたときに、基山町として、よりオープンに合併の議論をしていくときに来ておるのではないかというふうに思いますが、町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

後藤信八議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、最初の基山町の高齢化社会への対応を問うということでございます。

急激な高齢化がもたらす課題と対応についてということでございますが、(1)基山町の高齢化の状況について、高齢化率の推移について、佐賀県、全国と対比してということでございます。

昭和55年でございますが、全国が9.1%、佐賀県が11.8%、基山町は10.6%で、1,215人でございます。それから、平成2年が全国が12%、佐賀県が15.1%、基山町は13.9%、2,013人でございます。それから、平成12年が17.3%、佐賀県が20.4%、基山町が16.3%で、3,134人でございます。それから、平成17年、全国が20.1%、佐賀県が22.6%、基山町が19.2%で、3,630人でございます。

イの今後の推移についてということでございますが、この資料は国立社会保障・人口問題研究所によるデータでございます。

平成22年、全国は23.1%、佐賀県が24.4%、基山町が22.9%で、1万8,550人でございます。それから、平成27年が全国で26.9%、佐賀県が27.6%、基山町が28.3%で、1万8,140人ということです。それから、平成32年が全国が29.2%、佐賀県が30.5%、基山町が33.6%で、1万7,649人です。それから、平成37年は全国が30.5%、佐賀県が32.2%、基山町は37.6%、1万7,042人でございます。

次に、ウの地区別の高齢化状況についてでございます。

平成32年、平成37年の行政区別の高齢化率ということでございますが、この資料につきましては、現住基人口、平成21年8月、1万8,094人がそのままスライドした場合の推計予測で算出したものでございます。1区が平成32年、30.0%、平成37年が39.5%、2区が32年、48.7%、37年、49.5%、3区が33.2%、それから32.9%、4区が32年は36.4%、37年が37.2%、5区が31.7%、37年は31.9%、6区が32年が36.7%、37年が37.1%、7区が38.1%と38.4%、8区は29.6%と29.5%、9区が32年は27.4%と37年も27.4%でございます。10区は32年が49.8%、37年、49.9%、11区が36.4%、37.0%、12区が48.0%、37年、47.7%、13区が22.8%と22.9%、14区が25.2%と25.9%、15区が32年、30.9%、37年、31.3%、16区が26.7%、27.1%、17区が30.4%、37年が30.7%、全体で平成32年が34.3%、37年が34.5%ということになっております。

(2)の基山町の高齢化率の課題と対応について、基山町の高齢化率の特徴と要因ということでございます。

昭和46年から進めてきた民間デベロッパーによる戸建て住宅を主体とする住宅団地開発が多く行われ、大量に供給された住宅団地で、ほぼ同時期の入居者が高齢化するのが特徴、あるいは要因となっております。

イの急激な高齢化が現実になった場合の想定される問題ということですが、日常生活的に自家用車の利用が必要な場合が多く、高齢化が進むと、買い物や病院、行政機関への要務などに困難が生じると考えられます。また、介護や自治活動運営にも支障が生じると考えられます。

ウの今後行政としてどう対応していくのかということでございます。安全・安心の確保とか地域における見守り、触れ合いの仕組み、協働やボランティア活動のあり方などというこ

とでございますが、これは一括して、交流等による自治活動の充実やNPO団体やボランティア団体の育成による区域を超えた活動が必要になってくると考えます。また、足の確保としては、地域公共交通の確立も必要と考えます。

エの基山町の10年後の財政にどのような影響を与えるかということでございます。税収、高齢関連の歳出増減、国保財政というようなことでございますが、税収については、個人住民税、国民健康保険税に影響があると思われます。高齢者関連の歳出については当然増加し、関連する障害者関係もあわせて増につながるため、財政的にも厳しくなり、特に単独事業についての見直しが必要になるものと考えます。国保財政への影響については、後期高齢者医療制度の見直しを含めて、高齢者の被保険者がふえ、医療費は増加し、国保税の増税が必要になるものと思われます。

(3)の新興住宅地が急速に高齢化し、そういうときにこそ、今こそ協働のまちづくりの基本理念の自助、共助、公助の面から抜本的な高齢化対策を検討するべきときに来ておるということでございます。まさにそうだと思います。少子・高齢化、人口減は基山町、そして特定の地域だけではなく、全国、あるいは全町的な将来不安であり、乗り越えていかなければならない課題であります。そのために、今、協働、つまり住民、行政がお互いの立場を理解、尊重する理念に立って、住民主体で自分たちの町は自分たち、住民と行政が一体となって守るべきで、自助、共助、公助のまちづくりを考えていかなければなりません。その中でも、高齢化を考慮した安全対策、利便性が必要であり、さらには高齢化率をできるだけ抑える政策も必要だと思います。

2の合併を問うてございますが、これまで合併を回避し、自立で生き残ることを前提に平成18年をスタートとする第4次総合計画に取り組んでおるということです。それも4年を経過して、この時期に基山の将来を考えて、合併問題をということでございますが、(1)基山町としてのこれまでの評価はどうかということです。

合併した他の市町村の意見では、マイナス面として、住民の声が行政に反映しにくくなり、住民と行政との親密感を感じなくなった点が大きいと聞いております。合併しなかった本町においては、それがなかったかと思います。そして一方では、財政の厳しさを感じておると。もっとも、合併したところが必ず楽になられたかという、それはわかりませんけれども、いずれにしても、本町はこれから自立した行政を行うにおいて、さらなる行財政の改革と事業見直しが必要であろうと思います。

(2)の合併した町村について、町としてどのように把握、評価しているかということですが、公共サービスについては、総合支所方式をとったところは低下していないと。分庁方式では、やっぱり不便が生じておるとのこと。また、職員では、組織体制が充実され、専門性が向上しているようでございます。問題点としては、税、公共料金、上下水道、各種団体等の統一化が難しいようです。本当の評価は、合併特例債の切れる10年後にあらわれるかと思われます。

(3)の鳥栖青年会議所の「とす・きやまの未来を考える合併ワークショップ」についてでございますが、本会議がワークショップ方式で開催されましたので、鳥栖市並びに基山町の担当課としては出席いたしておりません。会議所としては、今後も継続的に開催していきたいとのことでございます。

(4)の鳥栖、基山の地域ビジョン検討委員会の答申、報告ということでございます。

検討委員会からの2つの提言として、4つの提案がっております。提言1として、鳥栖、基山の連携強調をさらに強く掲げ、提案1は、教育政策、県境を越えた学校選択の普及促進として高等学校学区拡大推進事業、それから、提案2としましては、一体感向上のまちづくりとして一体感向上推進事業ということ、それから、提言の2としましては、鳥栖、基山の強みをさらに強く掲げて、提案3、九州における環境政策の拠点としてクリーンエネルギー自動車の燃料供給施設整備事業、それから、提案4として、九州全土の減災対策、九州の防災拠点として防災対策備蓄事業等の提案がっております。

それから、(5)合併にも町民にとってプラス・マイナスがあると。隣接の鳥栖市と現状比較した場合、プラス・マイナスはどうかということですが、鳥栖市は本町に比べ大型プロジェクトが多く、地域間競争力が大きい。そして今、人口増のまちとして活力を感じるところです。また、行政職員の高度な専門的な職務に対応できる職員が多いのではと思っております。

一方、基山町は都市機能施設の整備がほぼ完成していると言えるかと思います。これからコンパクトなまちづくりを整えていくと。そして、基山町のよさは十分にあるわけですから、これを活用して、一步先の将来像を描き、まちづくりをすることが必要かと思えます。

それから、6番目のこれから先オープンな合併の議論をしていくところに来ておると言うがということでございます。

私も合併に限らず、常に町の将来を考える必要があると思います。しかし、今、性急に合併の是非に結びつく議論はいかがかなというふうに思います。その理由としましては、1つには、平成17年より5年後の検証があっている現在です。成果について、評価するしない両論あり、結論はなかなか出ないわけですが、基山町の立場で、いましばらく検証をしてはいかがかというふうに思います。

それから2番目に、住民の皆さんの関心は徐々に私も耳にするようになってきましたが、ここで余り将来不安に駆られて、行政主導で議論、結論をするべきかはちょっと疑問です。以前、ノーという結論が出ただけに、むしろ慎重にという思いがいたします。

それからもう1つは、そういうことでございますので、今は将来へ向けての協働のまちづくり、財政健全化の努力をすること、そして、合併も視野に入れた下地づくりの広域行政、交流のときかと思います。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

テーマを少し大きく欲張りしましたので、ちょっと時間がタイトであります。いつもながら大変多くの数字を要求いたしまして、丁寧に開示いただきました。確認も含めて再質問いたします。

まず、高齢化の問題で、1番目の高齢化の状況であります。回答によりますと17年時点までは佐賀県より、あるいは全国より高齢化率が低いと。また、ざっと計算しますと、昭和55年から平成17年の25年間の高齢化の伸びも、基山町が8.6に対して、県は10.8、全国は11.0ということで、この間もまだ基山町の高齢化の伸びが遅いという認識であります。したがって、17年までは問題がなさそうかなと思いますが、先ほどの数字のポイントで、12年から17年までの5年間だけをとってみますと、基山が進行が2.9、県が2.2、国が2.8と、既にこの5年間で逆転をしておるわけであります。既に17年以前から高齢化の兆候が始まっておると、基山町の特色のある高齢化の状況が始まっておるという認識でよいですか。そういうことで、どう思われますか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今、数字で示されたとおりだと思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

認識は同じということで確認をしておきます。

2つ目に、高齢化の予測のほうであります。

国立社会保障・人口問題研究所ということでありますので、予測数字は、これは厚生労働省の高齢化白書の数字と同じということでよろしいですね。したがって、国勢調査ベースということで理解します。

この推計でいきますと、基山町は27年時点で国や県の平均を上回ると。32年時点では国を4.4、それから県を3.1と、この10年間で大きく上回るということになります。

ここで伺いしますが、32年の33.6%という時点での、先ほど人口を回答いただきましたので、このときの高齢者数、17年が3,630人ということですが、高齢者数は何人になりますか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

大変申しわけありません。5,930名になります。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

17年の3,600人が5,930人、約2,300名ぐらひはこの10年間で高齢者の仲間入りするということであります。問題は、これは国立社会保障・人口問題研究所のデータは、きのうも品川議員の質問の中で出ておりましたけれども、22年で1万8,550人という人口推計が立っておりますね。既に1万8,000人を切る状況まで来ているということからすると、もっと人口が減るという形になります。例えば、32年で1万7,000人というレベルとしたら、そのときの高齢化率はこれからどのくらい上がるか、ちょっとわかりますか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

国立社会保障・人口問題研究所でお示しされております22年度の人口は国勢調査ベースで
いっておりますので、多分、現段階で国勢調査と住基で200名ぐらいいは違うような数字にな
っております。それはちょっと別にしまして、今の人口推計の中で単純にうちのほうで予測
していますのは、このままの状態で行きますと、平成30年には1万7,150名ぐらいになるの
ではないかと。そういうところも加味しますと、数字的には上げておりませんが、率は上
がりますが、高齢者数については、どの程度になるかはちょっと把握はいたしておりません。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

私の推計では、32年が1万7,000人ぐらいとしたら、大体35%近い高齢化率になるのでは
ないかと思っております。この辺は確認ですから、多く申し上げません。

私も調べてみましたが、要は基山が相当なスピードで、他市町よりもはるかに速い
スピードで高齢化する問題点ですね。介護広域を構成する鳥栖と比べても、これは事務組合
の資料からですが、17年から21年の今日現在までの高齢化の伸びが、ちょっとポイントは違
いますが、この4年ぐらいの伸びが鳥栖市は1.3%、基山町はこの間でも3.3%伸びておると。
3倍であります。上峰町も1.26%ということで、みやき町は3.2%なので、ほぼ基山町と一
緒であります。この四、五年の高齢化の伸びが基山町が著しいということについて認識を
お互いにしておきたいと思えます。

次に、行政区別の推計であります。

これは住民基本台帳ベースということでありまして、1万8,094人が横ばいというふう
に見たレベルでありますから、これも先ほどと同じように、先ほど御報告いただいた各区別
の高齢化率については、例えば、これから人口がもっと減れば、これより1%とか2%上に
いくということで理解してよろしいですか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほど町長のほうから報告しました数字から比べると、今の人口のスライドで出しており

ますので、現在の転入、転出を考えますと、20代、30代の転出が多いと。それから、少子化もそのままの現状のスライドですので、今後の状況で、やっぱり少子化が相当進めば、高齢化率としてはこれ以上に上がるのではないかと考えております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

ここは確認で、改めて私の地元の12区と、2区さんは福祉施設との関係とかでいろんな事情があるというふうに聞いておりますけど、10区、これは50%近いと。先ほどの話でいけば、50%を超えるというレベルになるかなというふうに思います。問題は、やっぱりこの10年間の進行は、先ほどの報告でいきますと、この間、21年現在の現時点での高齢化率を提示いただいておりますので、協働のまちづくりの説明会でですね。それと対すると、12区は23.3%伸びると、倍に伸びると。10区さんも10年間で高齢化率の進行が19.2%と。けやき台の皆さんも高齢化率そのものは30%前後で報告がありましたけれども、この10年というスパンで見れば、15区が20.1%、17区さんが19.0%ということで、高齢化の進行度合いについては10区は12区と変わらないぐらいのピッチで高齢化すると。水準は少し違いますが。私が危惧するのは、これらはすべて人口集中地区でありまして、率もさることながら、やっぱり高齢者の数が急増するということについてのそういう意味での危機感を大変覚えております。

次に、高齢化問題の2番目の課題と対応であります。要は1番目の要因については同じ認識ということで確認をしておきますが、私はこれに加えて、住宅団地に入った人が同時に高齢化するというに加えて、12年をピークに人口が減少しているということについて、非常に高齢化率を引き上げておる状況になっているんじゃないかと思います。

ここでお聞きしますが、人口減少が始まって、もう既に9年になります。この間、基山町の将来の急速な高齢化について、行政として危機感を持っておられたのかどうか、その辺のことについてお伺いします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

この高齢化率の上昇につきましては、少子・高齢化とともにしまして、全国のほうでも問題視されておりまして、国の中でも相当な対策をうたわれておるのは御存じのことと思いま

す。ただ、なかなかこの問題について打つ手がないというのも現状でございますが、町としては、高齢化とあわせて少子化問題についても手だてを打っていく施策等はとっておると思いますが、ただ、少子・高齢化ともに大きな手だてとなるものが今のところ見えていないような状況でございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

対策云々よりも、危機感があつたかなということをちょっと感じることであります。本当に基山町の高齢化の特性を早く見抜いておくべきではなかったかなというように思います。例えば、第4次総合計画についても、いわゆる高齢化問題がありますけれども、今後、急速に高齢化するという場面、表現はゼロ、ほとんどありません、そういう問題意識がですね。それから、特に、ことし3月に配られました老人保健福祉計画、これについても、17年までの高齢化のデータを基準に対応策をほとんど検討してつくっておられると。シビアな、本来これから起こるであろう10年後、20年後の高齢化の予測をしながら、老人に関する保健福祉計画でありますから、その予測に基づいた課題の提起があつてしかるべきではなかったかなというふうに思いますが、このあたり、健康福祉課長、どうですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

老人保健福祉計画につきましては、今御指摘のと通りの人口予想をしております。ただ、これにつきましては、鳥栖広域圏の計画がございまして、今回、第4期介護保険事業計画を策定いたしておりますので、それとの整合性を持つということで、それと同じ数字を使わせていただいているところでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

私が申し上げたいのは、いろんな町としての、例えば、これは老人保健に関する基本計画をつくるに当たって、過去のデータと、若干26年、25.7%という推計をしておる部分がありますが、基山町の高齢化の特性と、あるいは地域の特性、その辺のことをきちっと分析して

対応策を検討するというスタンスに立たないと、全国と同じようなレベルではないということについての認識が行政の皆さんにあるのかなということを大変危惧いたします。その辺のことについて、また次の課題の中で申し上げていきたいと思います。

2つ目と3つ目の、これも似たような想定をされる問題と、特に新興住宅地における課題について、セットで質問させていただきます。

回答いただきました高齢化の中で、回答の内容は、既に起こりつつある問題、買い物の問題とか、介護の問題とか、自治会の運営の問題とか、現実には自治会でも体育委員をする人がいないとか、そういう問題については、このとおりだというふうに思っておりますが、ちょっと長くなりますが、私はちょっと新興住宅地での高齢化について少し違う問題意識を持っております。

例えば、私の地元の12区、32年ですね、約1,000人のまちの半分が高齢者というまちに、また、その半分が75歳以上というまちになるわけでありまして。大半が高齢者夫婦、または単身の高齢者世帯になるんじゃないかと。1,000人規模のまちがですよ。このような急激な高齢化の場合、世代が順番に交代していくということがないんですね。したがって、一番危惧するのは後の世代が前の世代を助けていくという共助の仕組みがとれなくなると、世代が集中しておりますので。例えば、数字で上げますが、説明会で配られた資料で見ますと、21年現在、12区の高齢者は246人。その1つ前の世代、一番そういう人を面倒見やすい1つ前の世代の55歳から64歳までは現在は260人おります。したがって、理屈からいっても、後の世代が前の世代を助けていくことはできるという世代の順番というのがまだあります。したがって、今、自主的に防犯パトロールとかやっていますけれども、その主力は65歳から70歳ぐらいまでの人が大半であります。今、まだその後の形も何とか、これから定年になる方も含めて継続できるレベルであります。10年後はこれが65歳以上の人が480人、先ほどのシミュレーションでいきますとね。後世代、55歳から64歳の方はわずか80人しかいないんです、その表からいきますとね。要は世代間の助け合いができるレベルではなくなるんですね。

じわっと高齢化していく場合は何とか世代間の助け合いが持つレベルがあるでしょうけれども、この現実をわかっていただくため、あえて数字を申し上げました。このことについて、行政としてどのように思われるか。感想でも結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

行政としての対応、まず第１に、やっぱりこの高齢化のスピードに対して、今後、早急な手だてが必要ということと、高齢化率だけをその地区だけで見ることじゃなし、全体の高齢者数の対応もあわせて考えていかなければならないと。これは首都中心の今までそういった住宅施策をとられたところも同じような状況だと思いますので、できればそういうところも早急な先進地等の対応、いろんな情報収集等も行っていかなければならないと思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○３番（後藤信八君）（登壇）

このことは、今の話は多分、10区の皆さんとか、あるいは11区や13区の皆さん、アパートとかを除いたら同じ状況じゃないかと思うんですね、地域的には。それから、さらにそれから10年後は3,000人を超えるけやき台のまちがそうなるかもしれないわけですね。3,000人を超える人口集中地がですね。それは助け合いのレベルからは、ちょっとレベルの違う話になるわけで、私が申し上げたいのは、行政が手間暇かけて高齢者を助けていくというんですか、手間暇かけていく仕組みが今後どんどんふえると。急速な高齢化というのは、そういう意味を持っておるということについて、町長、その認識を持っていただきたい。

回答のありますように、例えば、交流等の自治活動の充実とか、NPO団体やボランティア団体の区域を越えた活動とか、それも確かに当然必要になってくるでしょう。だけど、そういう協働だけでは全然足りないレベルなんじゃないかと。例えば、今、民生委員さんが私どもの町内では2人で高齢者夫婦、それから独居老人の面倒を見ております。確認とかさせていただいております。今、大体1人で実際は20人から30人前後をカバーしておると。ところが、先ほどの話で10年後になりますと、1人で100人ぐらいの数字になるわけですね。これはとてもじゃないけど、今の自治会の仕組みや民生委員の体制ではできっこない、見守りも触れ合いもですね。それが短期間に10年ぐらいで起きるという課題があるわけです。30年や40年かけて、じわっといくんだったら、まだいろいろやり方があると思いますが、その辺の危機意識をぜひ持っていただきたい。

そういう意味で、行政の役割がふえるんじゃないかということについて、もう一度見解を聞きたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

確かに、先ほどのちょっと戻りますけれども、やはり高齢化に対する認識、あるいは危機感が若干足りなかったんじゃないかというようなこと、それは地域の利便性によってその辺はある程度もっとカバーできるというような見方もおった部分もあるかと思います。しかし、現実こういう数字が出てきております。それから、将来予測もそういうことでございますので、やはりそれに合った行政をやっていかなきゃいかんということだと思います。

交通なりなんなりというような、それから、自治会のあり方とか、そういうことはやっぱり行政もしっかり取り組んでいかなきゃいかんと。それから、行政だけでは何ともできないような個人個人の住宅の問題、これまたいろいろあるかというふうに思いますので、その辺のところは総合的に見て、例えば、11区、これは大体できて――若干新しいところもありましようけれども、だから、こういうことになっているのかと思いますけれども、高島ができて40年になると。けやき台が20年というようなことで、その辺の世代交代、11区の世代交代、地域内での世代交代、家庭内での世代交代、その辺がどうなっているのかなという、この辺もやっぱり見ていかなきゃ、調べていかなきゃいかん問題かなとも思います。

そういうことで、いろいろとまた研究していきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

ぜひその辺の特性を御理解いただいて、行政として何ができるかということについて、例えば、都市部では新興団地の空き家対策に、若い人が入ってきたら家賃を補助とか、そういうことまでして何とかせにゃいかんというところもたくさん出てきておるわけで、そういう意味で、やっぱり行政の役割として、例えば、今12区で防犯パトロールをやっていますけど、それでも犯罪が起きておるわけで、ことしになって空き巣が3件ですか。やっぱり行政としてパトロールするとか、そういう役割が出てくるでしょうし、例えば、けさも新聞で、大分の築40年たつ大型団地の高齢化の買い物回りの問題が朝のニュースであってありました。ちょうど1,500人のけやき台さんと同じような、要はスーパーが撤去されて、高齢者の人が買い物ができないと。きょうの場合は朝市を自治会として積極的にやって、今それをカバーし

ておるということでありますが、そのぐらいのレベルでいいのかなと。けやき台さんについても、コンビニもない、駐車場もない、今そういうまちになっておるわけで、これが本当に高齢化したときに今のまちづくりでいいんですかということを町民の立場で本当に真剣に考えた形で高齢化の対策を検討いただきたい。少なくともきょうの段階では、急速な高齢化というのはそれだけ大きな課題を持っておるということについて、よろしくお願いします。

ちょっと時間が切迫してきましたので、財産の形については、税収減、歳出増、そういう厳しい見通しになるという確認であります。ここで単純に、税収面で税務住民課長にお聞きします。65歳以上の方が3,600人から5,900人に2,300人ふえたら、今の個人住民税、個人町民税はどれぐらい影響がありますか。推定でも結構です。

○議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

○税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

あくまでも推計でございますけれども、まず、高齢化に一番影響するのが定年制をひかれている給与所得者であろうということで、給与所得者の課税所得額を基本に算定をしてみました。その結果、31年の34.3%になった時点で154,000千円の減額になるかと思います。またその反面、年金所得は上がってまいります。この分が38,000千円程度増になると。差し引き116,000千円の減というように推計をいたしております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

もうちょっと時間がないので、国保のほうは結構であります。多分65歳以上の方がそれだけ多くふえたら、国保財政はパンクするのではないかなと。料率20%ぐらいのレベルにしないと、もたんのじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、急速な高齢化がやっぱり財政にも大きな負担をかけるということについて認識をしていただきたい。

高齢化の最後であります。私は質問の中で、これをお話しするといろいろ物議を醸すかもしれませんが、基山町にとって、あえて発展を支えてきた新興住宅地と申し上げました。私も町内のだれもが漠然と感じておることを率直に申し上げたわけであります。そのことを

数字で確認させていただきます。

今、個人町民税が9億円近くあって、これは19年に税率アップしたら、18年では7億円前後、18年まではずっと7億円前後で推移しておりますね。この基山の人口増が――先ほどのスタイルで昭和55年の個人町民税は幾らだったと、税務住民課長、何かざくっとわかりませんか。個人住民税。わかりませんか。――ちょっと時間がないので、私のほうで調べていますので。決算書を閲覧させていただいて、高齢化率の国勢調査年で、先ほどの昭和55年からのペースで調べてみました。昭和55年の基山町の個人住民税は210,000千円であります。それが昭和60年には379,000千円、平成2年に491,000千円、平成7年に759,000千円、12年に759,000千円、17年に672,000千円、ちょうど基山の人口増とリンクしておるということがこれで――これは個人住民税ですからね、法人税とか固定資産税も何も関係ありません。これが人口増のすべてとは私は申し上げません、税率の改正とかいろいろあったかもしれませんが。ただ、町民税だけでもこれだけ貢献をしておると。プラス固定資産税とか、国の交付金についても人口が大半の算定基準でありますから。ここでこれを別に言うつもりはありません。あえて申し上げたいのは、これだけ基山町の発展に寄与してきた地域がこれからまとまって高齢化して、むしろこれからは町全体の大きな負担になってくる。もう何十年とはいきませんが、10年、20年単位では負担になるということは先ほどの数字で明確であります。そのことを御理解いただきたい。

要はそういうことで、先ほど高齢化政策の中で住民をふやしたらいいんじゃないかというような話もありますが、高齢化したそのまち自体は、そのまちの中で、先ほど10区さんみたいに世代の交代がなければ同じことがずっと続くわけで、そういう意味で、どうしても申し上げたいのは、この新興住宅地の急速な高齢化について、町政全体で大きな問題として、課題としてとらえていただいて、いわゆる協働という自助とか共助に頼るのではなくて、安心で住みやすいまちづくりと、行政として今後積極的な費用の投入も含めて必要になってくるだろうということ、これは執行部の皆さん、あるいは同僚の議員の皆さん、町民の皆さんにわかっていただきたくて質問をさせていただきました。

そういうことで、よろしくお願い申し上げます。ぜひ今後、高齢化の問題については、真剣な議論と検討をお願い申し上げたいと思います。

合併問題で、ちょっともう時間がなくなりました。これは難しい問題ですので、答えを追求するつもりはありません。ただ、要は私もいろんな会合で合併について意見を求められる

ことがたくさん最近出てきました、どうなるんだと。私も個人的には、次を担う次世代の方のことを考えたときには、いずれ合併すべしという持論を持っております。ただ、残念ながら今の時点では、何がメリットか、何がデメリットかは何もよしあしがわからない段階でいろんな意見を言うつもりはありません。問題は、やっぱりいろんな合併の話になったときに、合併に賛成する人も、反対する人も、基本的には感情論でよしあしを言うケースが非常に多くて、きちっとした賛成の理由、反対の理由を言える人がどれくらいおられるかなということとを心配するわけです。したがって、どんなメリットがあるのか、どんなデメリットがあるのかということをいろんな場面で情報もデータもオープンにない段階で言う状態でありますから、そういう意味で、今回、少し出させていただきました。

1つ目の回答は、ちょっとこれは回答がずれておりますが、要は基山町として自立のままでいって、この3年半はよかったのか悪かったのか、どんなふうに思われていますかということとをちょっと確認します。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

ずれておるということでございますけれども、やはり基山町としてしっかりみんなでいろんなことを考えてやってこれたというのは、確かによかった面だろうと、先ほど申しましたとおりでございます。しかしながら、高齢化の問題、少子化の問題、人口減の問題というようなことを考えますと、やはりそうばかりは言えないというような思いが今しております。

これまでの合併しなかったのが本当によかったのかどうだったのかということは、まだちょっと私もここで何とも申し上げられないということでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

やっぱり大きな決断をした後の問題でありますから、行政執行の立場、あるいは町民の立場、議会の立場も含めて、きちっと自己評価を常にしておくということが大事じゃないでしょうか。突然の質問で申しわけないですけど、そういう意味で意見をしておきます。

他市町の評価の分については、いろいろ意見はありますが、回答の内容で結構であります。

3つ目のワークショップの問題であります。参加していないからわからないということ

であります、あそこまで堂々と基山町との合併ワークショップということをやっておられることを、中身がわからないということで済んでおるわけですか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

回答でも申し上げましたように、まず、ワークショップという方式自体が、担当が行った場合、担当の考えとして出るのじゃないかということで、それは方式の問題ですので、1つは、基山町のＪＣに加盟されているところも何日か前に町長のところに来て意見交換をされております。それを踏まえて、合併のワークショップに参加されていると思います。町としては、参加していないので、その辺の内容等については深くわかりませんが、インターネット等で出ておった分については見て、これからも継続的に開催していきたいということです。講演方式といいますか、そういった方式の場合には進んで参加もしていきたいと考えております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

参加する参加しないではなくて、要は中身をいろいろ情報収集する手だては幾らでもあろうかと思うんですよね。どんな内容で、例えば、1,000名近いアンケートもとっておられますね。そういう内容がどうだったのかと。合併に関するアンケートをまともにとっておるわけでありますので、そういう内容がどうだったのかということ、要は把握しておっても知らんと言われておるのかちょっとわかりませんが、知らないでは済まされないんじゃないかなということであります。

要は基山のほうは合併の議論さえしておらんと、そういう風土がないと、いろんな町民の人からも言われるわけであります。それは町が反対しておるからじゃないかというようなことも言われるわけで、そういう意味で、やっぱり堂々とそういう場には出て行って、あるいは議論していくという風土をつくっていかんやいかんと思いますが、町長いかがですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

このワークショップにつきましては、これも直前、私もある関係者の人と一緒にすることがありまして、どうなんだろうと、行政にも要請があつておるのか、それこそ我々首長にもそういうあれはなかったかというようなことを言いましたら、いや、今度は、要するにある程度限定したところで呼びかけていると。例えば、NPOさんとかCSOさんとか、そういうところで、それから商工会とかというようなことで呼びかけておるからということでございました。それが1つと、それから、その後のどういうことがあつたかということは、いわゆるパソコン、インターネットで取り出して、ああ、こういうことかというアウトラインはちょっと見たと。それから、そのメンバーの方に聞いたのは、その内容はどうか、我々にも知らせてくれるだろうと言ったら、それは後日知らせますということでございましたので、現時点ではそういうところでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

その件は恐らくつかんでおられるんだろうと思いますので、よろしくお願いします。

4つ目の職員のビジョン検討委員会の内容、先ほど回答いただきましたら、かなり具体的で、しかも、重たい事業提案までされておるというようなこと。この内容は、いつどこまで公開されておるのか。それと、やっぱりこれだけ注目された委員会の内容をもっと基山の中において公開するべきではないかなというふうに思いますが、その辺どうですか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

公開につきましては、今後、公開させていただきたいと思っておりますけれども、報告会という形で両市町の課長までには、両市町の担当16名ですかね、ここが説明をいたしております。これはレジュメ等にもつくっておりますので、公開という形はとらせていただきたいと思いますのですが、できればホームページでも公開をしていきたいと。

ことしの8月の段階で、担当部局等に課題等を差し上げまして、実現できるものと将来的に研究を持っていかなければならないものということで課題をして、今度報告をしながら、実現できる分については実現性を図っていくということで今のところ了解をしております。このまとめが、あと今後の作業になってくると思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

こういうものは、やっぱり大事なことは、公開できるものは早くやっていただきたい。去年の話だろうと思うので、ぜひ迅速な情報の公開ということについてくれぐれもお願いしておきます。

もう時間ありませんので、ちょっといろいろ具体的に鳥栖との違いを、例えば、上水道とか下水道とか、保険税とか、学童保育料とか、具体的なレベルでちょっと比較を聞こうと思っておったんですが、ちょっと時間ありませんので、今回は割愛します。

ただ、いずれにしても、合併には必ずメリット、デメリットがあると。私も会社の最後の時代は、10年間は合併に明け暮れた10年でありまして、黒字同士の会社が合併して赤字になるというようなケースもあるわけですね。それだけ組織の統合というのは難しいと。したがって、やっぱりメリットとデメリットをお互いに早くつかんでおいて、それをきちっとわかってもらっておくということは大事なわけです。それがわからないまま突っ込むから、後になって、こんなの何やという話に皆なるわけで、ぜひともやっぱりいろんなことを、これから5年先、10年先のことを考えて行政の皆さんはやっておられるわけありますので、そういう長い目で見て、今からそういうことをきちっと準備しておく。私は合併すべきだと迫るわけではありません。ただ、やっぱり高齢化の問題とか人口減少の問題を考えたときに、本当に単独でこのまま生き残れますかということについては、ぜひそういうことの自問自答も含めて真剣にお互いに議論すべきときに来ておるんじゃないかということを提案いたしたくて、この2問目を質問させていただきました。

時間が来ましたので、これで私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

以上で後藤信八議員の一般質問を終わります。

ここで午後2時20分まで休憩いたします。

～午後2時11分 休憩～

～午後2時19分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

日本共産党の松石信男でございます。私は町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、3項目についてお伺いをいたします。

質問の第1は、就学援助制度の運用改善についてでございます。

小・中学生を抱える低所得者の家庭に学用品や給食、卒業アルバムなどの費用を市町村が助成するこの就学援助制度については、ことしの3月議会の一般質問でもお尋ねをし、御答弁をいただいたものでございますけれども、その中でも今後検討するというふうな答弁がされたと思っております。その結果について、今度の一般質問の中で具体的な答弁を求めるものであります。

繰り返しになりますが、私はこの就学援助制度が、今、企業の倒産や失業者の一層の増加で親の収入が減少する中で、教育基本法にいう義務教育の機会均等にとってこの制度の役割がますます重要になっているのではないかと考えております。全国的にも就学援助を受ける児童・生徒がふえる中で、基山町は鳥栖市など近隣市町に比べると受給者が極端に少ないことなどを前回の質問で示しながら、就学援助制度の周知のあり方の問題、そして認定基準の問題、申請に民生委員の意見の必要性についてたどってきたところでございます。そして、いずれの問題も改善に向けて教育委員会の前向きな御答弁をいただいたものと私は思っております。

そこで、この申請が来年1月からと間近に迫ってまいりました。この12月議会で具体的な対処方についてお伺いをするものであります。

そこで、まず1つ目の質問でございますけど、基山町の全児童・生徒における就学援助の申請件数、認定数、就学援助認定率について、平成20年度、21年度分を御説明願いたいと思います。

2つ目に、制度の周知については、私は就学援助制度のお知らせのチラシを入学説明会や小・中学生全員に配るように求めたことに対して、検討し、そのように周知ができるようにしたいとの答弁が前回の3月議会ではされました。具体的にどのようにされるのか、答弁を求めます。

3つ目に、就学援助の認定基準についてであります。特に、援助対象者となる世帯の収入額の目安を具体的に示すように求めたところでございます。その目安については、今後知

らせていきたいとの答弁がされました。具体的な目安の額をお聞きいたします。

4つ目に、申請に当たって民生委員の意見を取りやめることについて検討すると答弁をされました。検討結果も含めましてお尋ねをいたします。

質問の第2は、介護保険住宅改修費支給についてお伺いをいたします。

介護保険制度では、要介護認定者に対する在宅サービスとして、ホームヘルプサービスなど15のサービスがあるわけですが、その中の1つに、居宅介護住宅改修費のサービスがあります。それはその居宅介護住宅改修費が支給されるわけですが、これは介護の認定を受けた人が自宅で転倒したり、ふらついたりして骨を折るなどの大きな事故を防ぐために、手すりの取り付けや段差解消などの6つの住宅改修をするときに、180千円を上限に費用の支給を受けることができる制度であります。これには事前申請が必要でございますけれども、この180千円の改修工事費の支給方法として、施工業者に工事費の全額を一たん支払った後で被保険者に支給する償還払いと町から施工業者に直接支給する受領委任払いという二通りがございます。この件で、私は町民の方から、これでは手元に現金がある人しか家を改修できないのではないかと、何とかならないかという相談が寄せられました。

そこで調べてみますと、確かに受領委任払いの方法はあるにはあるわけですが、その基準が介護保険料の滞納がない者で市町村民税非課税世帯者で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が800千円以下の方ということになっております。しかし、この基準ではサービス利用者の範囲が狭まり、ほとんどの人が償還払いとなり、一時的でも利用者の負担が重くなり、使い勝手の悪いサービスになっているのではないのでしょうか。私はだれもが本当に安心して介護サービスが受けられるように、この基準の撤廃を求めるものであります。

そこで、1つ目の質問でございますけれども、償還払いと受領委任払いによる住宅改修費給付について、平成18年度、19年度、20年度の3年間のそれぞれの利用実績についてお示し願いたいと思います。

2つ目に、要介護認定者の人数と受領委任払いの対象者は何人でしょうか。

3つ目に、受領委任払い対象者の所得基準をなくし、介護認定者全員が対象者になるように改善すべきだと考えますが、どのようにお考えなのか、御見解をお聞きいたします。

質問の最後は、通学路の安全対策についてお伺いをいたします。

ことし7月の大雨の中で、町道塚原1号線の横の川の水があふれまして、宮浦の小・中学生たちが通う通学路が大変危険だった。先生たちもたくさん立って、そして、子供たちの安

全を見守っていたと、そういうことをお聞きいたしたところでございます。この川沿いにガードレールをつけてほしいとの声が出ているところでございます。

私はこの件について、何でついていないのかと、ついて当然なのに何でついていないのかということで大変不思議と思っていたわけでございますけれども、なかなかつかないという中で、この一般質問で取り上げたところでございます。この件については、地元の方からも要望が出されていると思いますけれども、私は早急にこの町道塚原1号線の川沿いのガードレール、もしくはガードパイプについて、一部未設置の箇所がありますので、早急に設置して、子供の通学路の安全対策をとる必要があると思いますけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは2と3についてでございます。

2の介護保険住宅改修費の給付方法についてということで、(1)住宅改修費給付について、償還払いと受領委任払い別に平成18年度、19年度、20年度の3カ年分の利用実績はどうかということでございます。

受領委任払いは、平成18年度、19年度、20年度とも利用実績はありません。償還払いのほうは18年度46件、5,462千円、19年度53件、4,453千円、20年度67件、6,904千円になっています。

(2)の要介護認定者数と受領委任払いの対象者数は幾らかということでございます。

10月末現在で要介護認定者は428名で、受領委任払いの対象者は183名でございます。

それから、(3)受領委任払いの所得基準をなくし、介護認定者全員が対象者になるように改善をということでございますが、低所得者に限らず、受領委任払いの対象を広げる方向で検討したいと思っております。

3の通学路の安全対策についてでございます。

(1)町道塚原1号線の川沿いにガードレールの設置を求めるということでございます。

交通安全施設工事で今年度施工する計画になっており、近々発注する予定になっています。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

教育長。

○教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうから１項目についてお答えいたします。

１項目、就学援助制度の運用改善について、(1)、(2)、(3)、(4)、まず、(1)でございますが、全児童・生徒における就学援助の申請件数、認定数、それから認定率について、平成20年度、さらに21年度分の説明をいたします。

まず、平成20年度が就学援助申請件数51件、認定数が40件、したがって、認定率78%でございます。平成21年度、これは11月末現在でございますが、就学援助申請件数54件に対し、認定数42件、認定率78%となっております。

制度の周知徹底はどのようにするのか。12月議会（198ページで訂正）でも議員のほうから再三言われておりました。

検討の結果でございますが、まず、平成21年度につきましては、本年度につきましては、「広報きやま」２月１日号で掲載しておりますし、また、常時、就学援助についてホームページに掲載しております。

これからでございますが、各学校の在校生につきましては保護者に文書、チラシでございますが、チラシでお知らせをし、周知をしたいと思います。また、新１年生につきましては、入学説明会においてお知らせするつもりでございます。

なお、次の３項目に関連しますが、認定基準も例示をしないと、このように考えます。

(3)でございますけど、就学援助の認定基準の収入の目安は幾らか。

これもせんだって申し上げたとおりでございますが、就学援助の認定基準につきましては、家族構成がさまざまでございますので、家族状況により基準額が異なります。それで、１つの例として、父親が45歳、母親が38歳、中学生、小学生の４人世帯の場合は、認定基準の総収入額はおよそ2,294千円となります。この金額から社会保険料控除分等を控除した金額が認定の基準額となります。

(4)申請に当たって民生委員の意見についてどうかということでございます。

就学援助の準要保護者の認定に当たりましては、基山町就学援助要綱第５条第１項で「教育委員会は、必要があるときは関係民生委員及び当該児童生徒が在籍する学校の学校長の意

見を求めることができる。」と規定してあります。また、学校関係事務質疑応答集の解説でも、「必要に応じ、福祉事務所の長、または民生委員の助言を求め、援助を必要と認められる者を準要保護者として認定するよう」、このように記されております。

このため、就学援助の対象となる者の認定に当たりましては、その世帯の経済状況を把握するために民生委員の意見を必要と考えておりますし、このことは拘束力はないといえども、これまで学校と民生委員、教育委員会と民生委員の連携の上で非常に効果があったと考えておりますので、これまでこれを必要としてまいりました。ただ、他市町の情報も入手しております。関係者と意見を交えて、さらに調整をしていきたいと、今のところこのように考えております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

松石信男議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

それでは、就学援助制度の運用改善についてお伺いをいたします。

この準要保護者の申請件数でございますけれども、全国的にこれが伸びてきているわけがあります。基山町では、この20年度と21年度を今御説明ございましたけれども、ほとんど同じと。認定率は78%と変わっていないわけですが、新聞報道によりますと、佐賀市など九州の7つの県庁所在地、これはすべての市ですが、この認定率が20年度に比べますと1.7%から0.7%ふえていると、そういう調査結果もあります。

何でこのようにふえてきているのかということですが、各種の教育委員会によりますと、近年の傾向として、ふえている理由についてですけれども、例えば、宮崎市では母子家庭の増加や不況などで所得が下がっているからと思われるとか、佐賀市では低所得者がふえたと言えるのではないかと、また、鹿児島市は昨今の厳しい経済状況を反映しているなどがその理由として言われております。

そして、この就学援助受給率が高い自治体は、本当に保護者に対して徹底してお知らせしていると。そういう制度があるということを知らせているというのが特徴であります。例えば、ある市では、保護者に申請書を配って、受ける受けないにかかわらず、原則すべて回収して周知を徹底しているとか、また、先ほども答弁ございましたけれども、就学援助を説明するプリントを全児童・生徒に毎年配付していると。このように就学援助制度があるという

ことが周知されてきたということがこの受給率の増加につながっていると言えるのではない
かというふうに言われているところでございます。

それで、お尋ねしたいわけですがけれども、先ほどは認定率をお伺いしたわけですがけれども、
平成20年度と21年度の就学援助の受給率、小・中学校合わせて幾らなのか、それぞれ受給率
について御答弁をお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

就学援助の受給率でございますが、基山町立小・中学校におきます就学援助の受給率は、
平成20年度が3.82%でございます。平成21年度、これは11月末現在でございますが、4.22%
でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

若干上がってきております。少しは改善が進んだかなというふうに感じるわけですが
ども、しかし、やっぱり背景にはそういう経済状況というのを反映しているのじゃないか
というふうに思います。

それで、この就学援助制度の周知についてでございますけれども、やはり保護者の方に聞
いてみますと、あるということは友達から聞いてわかったけれども、具体的にどのように申
請をしていいかわからないという声もお聞きをいたしましたところでございます。

それで、私はこの就学援助の具体的な手続について丁寧な説明がなされる必要があるとい
うふうに思うわけですがけれども、この就学援助の申請から認可といいますか、受給までの一
連の流れについて説明をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

就学援助の申請の流れでございますが、現在の新規の場合の流れで御説明をしたいと思います。
まず、申請書等の関係書類を教育学習課で受領いただきまして、それに申請事項等を記入

し、民生委員さんに申請書を持参いただきまして、民生委員さんの意見をいただいた後に所得のわかる書類等を添付していただき、申請書を教育学習課へ提出いただくことになります。教育学習課では、提出された書類を確認し、また、毎月開催されます定例の教育委員会に提案し審議をしていただきまして、その後、審議結果を申請者の方に通知するということになります。こういう一連の流れでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

その辺の具体的な申請のやり方というのを丁寧な説明をよろしくお願いしたいというふうに思っております。

それで、援助の認定をしたときに保護者に通知をするというふうに要綱ではなっているわけです。しかし、認定をできなかった場合の周知のあり方ですね、これについて、現状では保護者に納得のいく説明になっていないのではないかとこのように思います。私がある方から認定できなかったという通知をいただきました。非常に簡単です。教育委員会において審査の結果、今年度は認定されませんでしたので、通知しますということで、本当にその方は私に何でじゃろうか、何でじゃろうかと。民生委員の方に聞いたら、できるよという意見を添えていただいたと。先ほど認定率78%ということですから、22%の方は却下されているというか、受けることができない。だから、そういう意味で、なかなか納得がいかないというふうな状況にあるというふうに思います。

だから、そういう意味で、本当に丁寧な、もっと何でおたくはそういうふうに認定できなかったかという部分の周知というか、これが非常に必要ではないのかと。特に、今後は説明責任というのがどの事業におきましても求められてくるという時代でございますので、そういう意味でも、もっと丁寧な具体的な理由を書いた、それも知らせていくということが必要だというふうに思います。

それで、この件でちょっと調べてみますと、例えば、大牟田市でございますけれども、大牟田市では該当しない旨の理由をつけて通知をするとともに、異議があれば申し立てができるという申立書を同封しているということで、非常に丁寧な通知をされておるようでございます。

この件について、私はもっと丁寧な周知のあり方、これが必要だというふうに思っており

ますけれども、御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

教育長。

○教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

回答の前に、先ほどの1問目の私の答弁の中で、12月議会と言ったそうで、それは9月議会に訂正させていただきます。済みません。

ただいまの件でございますが、いい例示をしていただきましたので、今後、教育委員会等に諮りまして、どういう方法が一番いいのか、御意見に沿って検討させてください。（「3月議会」と呼ぶ者あり）

3月議会と言ったそうです。（発言する者あり）

○議長（酒井恵明君）

質問者はわかっていますね、今の訂正は。

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

はい、わかっております。

御検討いただくということでございますので、ぜひそういう方向で具体的な理由をつけて、できれば異議があれば申し立てできますよと、こういう文書もぜひつけていただきますように御検討をお願いしたいというふうに思います。

それで、私が3月議会で質問したときに、本当にこの就学援助制度というのが知られていないんじゃないかと。そこにこの就学援助受給者が、あくまで近隣市町ですけれども、比べて低いという原因の一端があるんじゃないかというふうなことも申し上げたところで、今度そういうことで具体的に入学説明会とか全児童・生徒に配るということでございますので、私は徹底されていくのかというふうに思っております。

それで、小さいところまで述べて申しわけないんですけれども、先ほど課長のほうからも答弁していただきましたように、申請から認可に至るまでのわかりやすい説明とありますが、それはぜひ載せる必要があるんじゃないか。ただ単に、ホームページをちょっと見てみますと、字も小さいですけれども、ちょっとわかりづらいですね。本当にわかりづらいです。ちょっと保護者の方が見られて、私もよくわからないということですので、もっと丁寧な、文書というか、プリントを配付するときに、具体的なそういうふうな手続について載せてほ

しいというふうに思いますけれども、どのようにされて、今、準備されていると思いますが、どのようにお考えなのか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

先ほどお答えしましたとおり、保護者の方にも就学援助についてのお知らせ等をしてまいりたいと思っておりますので、その内容につきましては、先ほど所得の基準額の目安なり申請手続の方法なり、そういうとまで含めたところで詳しい内容を記載しながら、ちょっと今、内容等については検討してまいっているところではございますけど、そこまで含めたところで記載を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

次に、申請書の問題なんですけれども――申請書の問題ということじゃありませんけれども、受け付け場所のことなんですけれども、教育委員会でというふうになっています。教育委員会に申し出て申請書をいただくというふうになっておりますが、小・中学校で申請書を備えつけないということも非常に大事ではないかと思いますが、現状はどうなっていますか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

現段階では申請書は教育学習課のみに置いております。

以上でございます。（発言する者あり）

まことに申しわけありません。前回の答えのときに、私、教育学習課を教育委員会というふうにお答えしておりますけど、教育学習課の誤りでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

それで、ほかのところの自治体も見えますと、非常に申請書が受け取りやすくなっていると。それは具体的に、先ほど申しましたように、教育委員会だけというか、先ほど教育学

習課というふうに言われていましたが、そこだけではなくて、やはり小・中学校でも申請書を受け取ることができるというふうになっているようでございます。その辺についても、小・中学校でも申請書をいただけるように、そういうふうな改善というのも私は当然必要だというふうに考えておりますが、御見解をお聞きいたします。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

申請書につきましては、小・中学校とも協議をしていきながら、申請書を各小・中学校にもぜひ置く方向で進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

ぜひそういう方向でよろしく、申請書をどこでもらっていいかわからないということもございまして、そういう方向でよろしくお願いしたいというふうに思います。

それで、あと民生委員の意見についてでございます。

この申請の際には民生委員の意見というのは、今の答弁では必ずつけていただいていると、添付していただいているということでございますが、もう一度ちょっと確認させていただきたいと思うんですけれども、そういうことですか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

就学援助の申請に当たっての民生委員の意見でございますが、先ほど教育長もお答えしましたとおり、現在、民生委員の意見が必要だというふうに考えております。その理由につきましては、先ほども教育長が述べましたが、また、就学援助制度というのが教育の機会均等という見地に立って、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して必要な援助を与える制度でございます。この就学困難を期す経済的な事情というのが、単に所得額等のみで一律にはかれるものではありません。また、保護者の経済状況等につきましては、その児童・生徒の日常の生活状況とか、児童・生徒の家庭の諸事情とか、地域の実情等を勘案し、総合的に判断することによって実情に即した認定をされるようになっておりますので、

民生委員さんはそういうようなところまで御存じだと思っておりますので、先ほどお答えしましたとおり、民生委員さんの意見は必要だというふうに考えております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

それで、それは基山町就学援助要綱第5条でそういうふう書いてあるわけですが、御存じだと思いますけれども、繰り返すわけですが、これを読みますと、必要があるときはというふうになっておるわけですね。必ず添付しなければならないと、これは条件にはなっていないと私は思うんですよ。必要があるときは求めることができますよということですので、私は今現状、基山町は――先ほど言われることはわかります、それは。より一層、子供さんの生活、経済状況をつかむためにはということ、それはそれでわかりはしますが、いつも必要というふうな実態になっているというふうに思います。ですので、実際は必要があるときはと。ですから、そういう意味では、必要がないときには学校長の意見だけでいいのではないのでしょうか。どうでしょうか。必要があるときはというのは、これは必ず必要ということじゃないと。

○議長（酒井恵明君）

教育長。

○教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、学校長というのは、職員の家庭訪問ですかね、年に一度行っておりますが、あれによってしか家庭の状況は把握できない面があります。地域で活動されている民生委員さん方の情報というのは、そういう意味で非常に貴重と思っております。それから、私どもも学校長を通して、その子の家庭の状況等も教育委員会も把握します。そういうふうに学校と民生委員さん、それから教育委員会と学校、もしくは民生委員さん、こういう連携は私はこれまでずっと大事にしていまいりました。意外なこともわかるわけでございます。そういう意味で、これまでこれを通してきましたが、これをのけるということは今のところちょっと考えておりませんが、他市町の情報を収集してみますと、必ずしもそうでもないところもございます。それで、先ほども申しましたように、若干また調整をしますので、時間をいただけたらと思っております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

ぜひ検討していただきたいと思います。必要があるときはというふうになっておりますので、今のように絶対必要という形はやはりすべきではないのではないかというふうに思います。

それで、この民生委員の助言を求めることができるという件についてでありますけれども、就学援助法施行令が平成17年度から改正をされています。これは今まで市町村が認定する準要保護者に対して政府は補助を出していたわけですね。しかし、これを廃止いたしまして、交付税措置ということで税源移譲、一般財源化されたということに伴って、今まで第1条にありました民生委員の助言を求めることができるという文言が削除されたわけでございます。これは御存じだというふうに思いますけれども、どうですか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律施行令での第1条のことだというふうに思っておりますけど、これについては、先ほど松石議員も言われたとおり、地方分権一括法によってから、この準要保護の就学援助の分が国庫の補助対象であったものが国庫の補助からのいたということでの削除でございます。ここの中に、確かに民生委員に対して助言を求めることができるというふうに書かれておりますけど、それはあくまで国庫補助の対象から外れたのであって、民生委員の意見を求めることができるという条文が要らないから外れたわけではありませんで、そこは県のほうに私たちも確認しましたが、そこは勘違いしないでくれということでは言われております。

先ほど教育長がお答えしましたけど、学校の関係事務の質疑応答集の中でも、まだその項目が残っておりますので、そこは御承知おいていただきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

確かにそういう部分もあるというふうには思いますけれども、若干私と見解が違うようでございますが、そういうふうに削除されたということは事実であります。

先ほど教育長からも言われたわけですが、私の調査でも、この民生委員の助言を求めることができるというのをやめた市町村というのが、鳥栖市は必要というふうになっておりますが、神崎市、佐賀市、それから小城市、武雄市、これは必要ございません。福岡県をちょっと見てみますと、隣の小郡市、筑紫野市、久留米市、太宰府市、大野城市なども必要ないというふうになってきているわけですが、先ほど御答弁いただきましたので、そういうことも今調べてあるということでございますので、その辺の実情も調査していただきながら、やはり私はこの民生委員さんの役割とか、先ほど教育長から言われたように、子供さんの生活状況なり保護者の方の経済状況なり、これをつかむということは非常に大事だし、いろんなことで必要になっていく、それは私は否定するものではございませんし、常日ごろ一生懸命やっていたらということとは非常に敬意を表するわけですが、ただ、私はやはりこの法改正の趣旨というのは、先ほど若干見解が違おうでございませうけれども、この民生委員の助言を不要にすることによって手続をもっと簡素化していくと、申請しやすくしていくということが必要ではないかというふうに私は思っております。今後また検討するというのでございませうので、ぜひ御検討をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、介護保険住宅改修費の給付方法についてお伺いをいたします。

それで、今御答弁いただきました。受領委任払いですね、いわゆる現物支給と言ってもいいというふうに思いますが、利用実績がないというふうなことであります。（発言する者あり）ああ、失礼。受領委任払いは利用実績がないと、償還払いだけと……（発言する者あり）いやいや、そういうことですよ。償還払いだけというふうになっております。

ところが、受領委任払いの、いわゆる180千円の改修費の支給を直接業者に支払う部分ですね、自分が立てかえる必要がない、こういうやり方、この対象になるのが428名中183名もいらっしゃるということを考えてみたときに、私はこの償還払いの中にこの受領委任払い対象者の人も含まれているんじゃないかと、調査してみればですね。ということが考えられるというふうに思いますけれども、どんなふうですか。（発言する者あり）

いや、受領委任払いが全然ないわけですね、償還払いになっているわけですね。ところが、対象者はたくさんいらっしゃるわけですね。ところが、実績ゼロなんですね。だから、いわゆる受領委任払いの対象者になる低所得者の方ですね、この方も償還払いで手すりとか段差とか改修をされているということが考えられるんじゃないかというふうに思いますけれども、

つかんでいないと言われればそれまでですが、どうですか。全部償還払いとなっておりますので、御説明ください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

受領委任払いの対象者ということでございますので、対象者というか、該当された場合に、この受領委任になられる予定の方ということでございますので、あくまでも全員の方が必要とされるということにはならないと思います。ですから、実際必要になった方につきましては、先ほど町長のほうから申し上げました償還払いで利用されてあります。当然この方につきましては受領委任払いができないと。多分、所得の関係で、いわゆる生活保護者、あるいはそれに準じた方以外の方が利用されているんだろうと思っております、当然そういう対象の方であれば受領委任払いの利用実績に上がってくるものというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

ということは、いわゆるこの低所得者の方は在宅介護サービスにあるサービスを全然受けていないと、段差解消なり手すり設置をされていないということだろうというふうに思うわけですね。それも非常に問題だというふうに私は思いますけれども、今後、そういうこともあって、受領委任払いの所得基準をなくして全員が対象になるように対象を広げると。対象を広げる方向でというふうな御答弁をいただきました。これは具体的にいえば、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給に関する規則、非常に長たらしい規則ですが、この第5条の1、2をなくすというか、改正するというふうに見ていいんでしょうか。もっと説明ください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

御承知のとおり、介護保険組合ということで1市3町で運営をいたしております。私のところには、ほかに後期高齢もございまして、いわゆる広域で対応しているところについまし

ては、基山町だけ行うとか、基山町もいろいろ意見を言うことはできますけど、独自の対応をすとかということはなかなか難しくなっております。ですから、やはり合意のもとで進めていくべきだということで、なかなかこういう問題につきましては御回答しにくい面もありますが、一応広域のほうでは4月1日を目標に全対象者につきまして受領委任払い、いわゆる現物支給の方向づけで検討していきたいというような回答はいただいております。と申しますのは、いわゆる本人に返すか、業者に払うかということで、どうしてもいろんな審査上、2カ月後の支払いというのは変わらないと思います、業者になっても。ですから、事務的には何ら変わりはありませんので、そういう業者とのお話をさせていただいて、了解がとれれば、当然そういう形で進めていきたいという考えを持っておるようでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

ぜひそういう方向で、本当に私もこれもずっと調べてみました。あちこち調べてみたんですが、今さら言う必要ないと思いますが、例えば、佐賀中部広域連合は平成14年度からされているわけですね。この規則、要綱もいただきましたけれども、もちろんインターネットにも載っております。ぜひそういうことで協議していただきまして、4月から本当に手持ちのお金が、180千円といえども、非常に高額なお金ですので、用意せんでできるというふうになるように、また、そのことが、私はたしか6月議会でも住宅リフォーム制度ということで質問もいたしましたけれども、改修につながっていくと、改修がふえていくということになれば、経済効果なんかにもつながっていくんじゃないかというふうに思っております。

ぜひともよろしく願いをいたしまして、私の全部の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで午後3時30分まで休憩いたします。

～午後3時16分 休憩～

～午後3時29分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

今定例会の一般質問最後の質問者で、原三夫議員の一般質問を行います。原三夫議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

11番議員の原三夫でございます。最後の質問者となりますが、町長初め、執行部の方にはよろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。

1 番目の財政問題についての中・長期財政計画の件についてお尋ねをいたします。

基山町の将来像を示す第4次総合計画です。これは平成18年から平成27年の10年間の総合計画が策定されております。この計画は、各種事業計画のまさに基本となるものであります。この計画を持続可能にするには、健全な財政運営が求められます。そのためには、5年、10年という中・長期的な財政計画が不可欠であると思われま。

この計画に対しましては、ほとんどの自治体におきましては策定をされております。しかし、いまだ基山町は作成されておられません。なぜ作成されないのか説明を求めたいと思います。

それから、(2)の平成18年8月に行革を行わなかった場合の財政シミュレーション、平成16年から平成27年までが提出をされております。平成18年度の基金残予測は約1,960,000千円、それが平成25年度に枯渇するとのことでした。そのことに関連してお伺いをいたします。

アのシミュレーションでは平成20年度基金残が9億円ですが、平成20年度決算を見てみますと約1,970,000千円となっております。その主な原因はどこにあるのでしょうか、お伺いいたします。

それから、イでございますけど、現在提出されております財政シミュレーションに修正を加え、新たに作成すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

ウの基金の中で福祉振興基金が219,843千円、文化及び体育振興基金101,397千円、ふるさと水と土保全基金40,000千円がありますが、私の知る限り、平成10年度からこの基金については全く手がつけられておりませんが、なぜなのかお伺いをいたします。

エの基金（財政調整基金を除く）についての積み立て基準はあるのかどうかをお尋ねいたします。

(3)平成22年度の基山町当初予算編成についてでございますが、政権が今回民主党に交代し、事業仕分けによる事業の廃止、凍結等が報道されております。まだ決定的ではありませんが、基山町の当初予算にどのような影響があるのかお尋ねをいたします。

イ、国の補正予算で執行停止になった事業等はどういうものがあるか、また、その影響についてお尋ねをいたします。

ウの総合計画に基づき3年間のローリング方式で実施計画を毎年6月に提出されておりますが、これを3月議会前にどうして提出されないのかお尋ねをいたします。

2番の農産物直売所設置について、その後の経過についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

原三夫議員の御質問にお答えいたします。

まず、1の財政問題でございますが、(1)中・長期財政計画を作成しないのはなぜかということでございます。

中・長期の財政計画の重要性は十分認識しておりますでございますが、昨今の長引く不況による経済情勢の見通しの困難さに加えて、かつて経験したことがない国の政権交代によって国の施策が全く予測がつかない状況でありますので、現時点での作成は非常に困難であると思われまふ。国の動向がはっきりした時点で作成、公表していきたいと思ひます。

(2)平成18年8月に財政シミュレーションを提出しております。そのことに関してということでございますが、アのシミュレーションでは平成20年度基金残が9億円、平成20年度決算書では19億円となっています。その主な原因は何かということでございますが、シミュレーションにおいても、平成19年度、20年度で基山小学校改築事業を計上しておりましたが、実績では事業費に対して国庫支出金、起債等の特定財源の額が大きく、一般財源が少なくて済みました。また、学校建設関係以外の国庫支出金、県支出金についてもシミュレーション計上額より少なくなり、この2点がシミュレーションの状況より好転することができた要因だと思われまふ。また、行政改革の効果も大きかったと考えております。

イの現在提出している財政収支シミュレーションに修正を加え、新たに作成すべきだということでございますが、国の施策の推移を見守る必要があると考えております。

ウの福祉振興基金、文化及び体育振興基金、ふるさと水と土保全基金は平成10年度から全く手がつけられていないのはなぜかということでございますが、これらの基金については果実運用型基金でございますので、積み立て、取り崩し等は行っておりません。

工の基金（財政調整基金を除く）の積み立て基準はあるのかということでございますが、積み立ての基準はございません。

（3）平成22年度の基山町当初予算編成等についてということです。

アの事業仕分け等による事業の廃止、凍結等が報道されておるが、町の当初予算編成にどのような影響があるかということでございますが、従来は12月中旬以降に国から地方財政計画が示されて、それによって地方は交付税等の予測を立て、予算編成を行ってきており、本町においても、その流れで予算編成を行ってきたところでございます。ところが、政権交代により地方独自の財源である地方交付税さえも事業仕分けにかかるような状況でありますので、果たして地方財政計画が年内に示されるかどうかさえもまだ定かではないような状況でありますので、ぎりぎりまで情報収集に努めてまいりたいと思います。

イの国の補正予算で執行停止になった事業等は何があって、基山町への影響は何があるかということでございますが、子育て応援特別手当が廃止されました。経済対策の臨時交付金等に全国的に交付決定等がいまだされていないものがあり、事業の遂行がおくれておるものがあります。これは全国的な状況だと思われます。

ウの実施計画を毎年6月に提出されているが、3月議会前になぜ提出しないのかということですが、平成22年度の当初予算は21年度に作成しました実施計画の3年間の事業計画をもとに作成しておるということでございます。

2番の農産物直売所設置について、（1）その後の経過についてということでございます。

バイパス料金所跡地利用ができなくなり、設立準備委員会役員が総辞職された後、設立準備委員会の委員の方へ呼びかけ、会議を持ちましたが、農産物直売所は必要と思うけれども、再度立ち上げに向かってやっていこうとの声は聞かれず、今日に至っております。

また、6月議会の中でも申しましたが、本当にやる気のある人が何人かお寄りになって立ち上げの仕掛けなり企画なりをやっていただいたほうが後々よいと思っております。したがって、現在も白紙の状況でございます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

原三夫議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

中・長期財政計画をなぜつくらないかということでございます。

私はこの中・長期財政計画につきましては、一般質問の中でもお願いをしてきたところでございますけど、なかなかこれが作成をしていただけないということです。それで、今、町長御答弁いただきましたけど、これは今始まったことではなくて、今いろいろとできない旨の回答をいただきましたけど、今までになぜつくらなかったかということなんですね。それはいたし方ありませんけど、本当は第4次総合計画に基づく平成18年から27年間、10年間とともにこの分を、だから、本当は平成18年に出すべき問題ではなかったんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

中・長期財政計画ということでございます。この重要性というのは当然私も自覚しておるところでございますけれども、平成18年8月に、これはあくまでも財政状況シミュレーションということでございましたけれども、ここでシミュレーションをいたしまして、財政計画のほうはおざなりになっておると、そのままなっておるということで、まことに申しわけないとは思っております。

しかし、私どもは18年のシミュレーションに基づいて、いろいろとまた状況を見ておるということでございます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

それで、私は今後の問題としまして、先ほど答弁もありましたけど、国のほうで政権交代があったので、とにかく不透明な状態で予想がつかないということを言われました。それで、今後のこの中・長期財政計画につきましては、ぜひともお願いしておきたいことは、この現政権の中で、きちっとはっきりした施策が、国の政策が出たときに、いち早く早急に取り組んでいただいて公表をしていただきたいと思っております。特に、町長も今提案されておるようですが、町民と行政との協働のまちづくりという点に立っても、ぜひともこれは早く実行に移していただきたいと思います。町長、そのことを守っていただきますでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

今おっしゃいましたように、非常に不安定なときでございます。したがって、国の政策がもっとはっきりしたとき、それから、私どものほうも実施計画をもう少ししっかりと見直して、そういうことで、ひとつあわせて財政計画を立てていきたいというふうに思います。

おっしゃいますように、協働のまちづくりとかいうことになると、情報の共有ということは大変大切だと。その大切な情報の共有の一つに、やっぱり財政というものがあると思いますので、ぜひともこれは計画を立てて、お示しをしたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

そこで、私はこの中・長期財政計画が立たない、立てられないというところで、いろいろと財政的な裏づけの問題にかかわってきて、きのうから同僚議員のほうから質問があってありました件、そういうようなものがごたごたが起きてくると、そういうふうに思っております。というのは、きのうの一般質問の中で、白坂・久保田2号線の道路改良の問題が出てきましたですね。結局これも財政計画がない行き当たりばったりの考えで取り組んでおられるから、そうなるんじゃないかと。きちっとしたものがあれば、こういうことにならんじゃないかと私は思っております。

それと、この件に関しまして、私は財政計画の問題と関連しておるからお聞きしておるわけですけど、これは当然3月の当初予算に上がっているわけですね、この白坂・久保田2号線の改良問題は。上がっています。それで、ずっと今まで来て、今度、ことしの6月議会には、町長、何を提出されたか覚えていらっしゃるでしょうけど、この改良工事が国の補助事業にのるために、新しく新設する道路の認定をまず議会で承認をとらないかんわけですね。だから、町長はそういう計画のもとで出されたわけです。6月ですよ、この議会は。我々も賛成しました。そして、それから今度12月議会ですよ。6カ月。きのう私は聞いて、びっくりしました。初めてですよ、びっくりしたのは。何ということかなと。同僚議員の質問に対して、この問題は先送りすると、こういうことやったですね、町長。間違いありませんね。先送りの言葉を聞いたことで、びっくりしました。そんなに計画性のないやつを何で6月に議会に承認を求めたのかということですよ。

そうすると、その先送りというのは、最大の理由は町長は何ときの間言われたかといいま

すと、町の財政問題にあると。財政が苦しいんだと、だから先送りすると言われたんです。だから、財政計画はどうなっているんですかと、そういう裏づけをもって、ずっと3月議会、当初に出して、6月に承認を議会に受けさせて、じゃ、計画なしに承認を6月議会に出したかということなんですよ。だから、私はそういうことの原因になると、そういう財政計画がないとですね。

これは町長、そういうことも全くわからんで6月議会に承認を出されたんですか、計画性のないやつを。お聞きしたいです。財政問題で先送りするという町長のきのうの発言は私は疑問です。お答えいただきたい。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

計画の甘さということの御指摘だということですが、まさにやっぱりそれは当然あったというふうに思い、そして、議決をいただいた分に対して執行しないというようなことを申し上げたのは本当に申しわけないというふうに思っております。

当初、これはまちづくり交付金、まち交の事業ということでございましたけれども、これ自体が非常に、着工のところはまだしも、事業着手もしていないところはなかなか厳しいぞという情報もありまして、それが1つでございます。それから、きのうも申し上げたように、やっぱり財政をしっかりと一遍ここで見直すと。いわゆるシミュレーションどうのこうのじゃなくて、財政をしっかりと見直していかなきゃいかんと。財政規模をどうするかということからやっぱり考えていかなきゃいかんということに至りまして、いわゆるそういう状況の変化といいますか、そういうところで見直させていただくというようなお願いをしたいと、しておるということでございます。

あくまでも、これも一つの計画の甘さということかとも思いますけれども、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

今後はどうぞ慎重にさせていただきますように、よろしくお願いをいたしておきます。

次に、(2)でございますけど、平成18年8月に行革を行わなかった場合の財政の予測とい

うことで出ておりました。先ほど御回答いただいたんですが、基金残が20年度は9億円というところで予測をしておられたわけですが、20年度決算を実際見てみると10億超近い、19億円という基金残になっておるわけでございます。これは非常に喜ばしいことであると私は思っております。

それで、喜ばしいことですが、先ほど答弁をいただいたところによりますと、ずっと文言で言われたので、数字で示していただかないとなかなか理解しがたいんですが、数字でひとついただけますか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

大まかな数字でございますけれども、実績では事業費に対しての国庫支出金、起債の額が大きく、そのほとんどを基金で賄うようになっておりました。これにつきましては、平成19年度、20年度の基山小学校建築に関してでございますけれども、一般財源が約650,000千円少なくて済んでおります。また、学校関係以外の国庫支出金、県支出金がシミュレーション計上額より約3億円、合計の10億円、この2点がシミュレーションの状況より大幅に好転したものでございます。

また、行政改革の効果も大きく、約1億円弱ですけれども、考えられております。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

そこで、私はちょっと一、二点だけお聞きしたいんですが、小学校改築事業について、総額で大体24億円ちょいということですね。それで、国の補助が5億幾らかと、起債を14億円くらいされておる、借り入れされたということですね。それで、この20年度決算の基金状況の中でちょっと内訳を見ますと、財政調整基金が209,000千円あって、特に、公共施設整備基金が20年度末の残が1,116,000千円あるんですね。1,116,000千円、公共施設整備基金があります。それで、私はこの基金を一般財源として、全部じゃなくても、五、六億円ぐらい使われるのかなと、そういう考えでございましたが、これを使われなかった。今この基金を積み立てても、そんなに大した利息ではないように思っているんですよ。借り入れ利息と貯金利子とどちらがいいかというふうな細かいこともありますけど、とにかく公共施設整備基

金が1,110,000千円あったのに、これを全く取り崩しをしなかったと、学校建設に。これは何か意味があるんでしょうか、今後の将来の問題とか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

基金の取り崩しにつきましては、なるべくぎりぎりまで行わないといいますが、そうしないと、当初予算を算定するときに、どうしてもこういった基金からの繰り出しをしてまず当初予算を組んで、それで譲与が出れば、それにまた戻すというような格好でやっておりますので、なるべく基金としては必要に応じてしか使えないということで、今回は使っておりません。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

はい、わかりました。理解しました。

それで、シミュレーションに比べまして、かなりの基金残がふえて、10億円近くふえたんですので、今まで平成27年まで出されておった財政収支予測を、このシミュレーションを出して出しっ放しで、あとは修正も何もしなくて、これを見ておってくれとか、そういうわけにはいかないと私は思うんですよね、我々議員もですね。これは私は当然また政権交代もありましたし、いろんなものが入ってくるとは思いますけど、これもひとつ修正して出していきたいと思っております。それで、町長の答弁でも国の施策の推移を見守ってということでありますので、ぜひひとつまた我々に出していただきたいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

福祉振興基金ですね、それと文化及び体育振興基金、水と土保全基金が手がつけられていなかったんですが、これはまさに果実運用型ですね。毎年その基金から出る利子によって、事業費とかいろんなものに使っていくということでございました。それで、取り崩しは今まで一切しなかったということでございましたけど、私は本当にそうだったのかなという気がするんですが、そこで、町長にひとつお聞きをしますけど、この福祉振興基金について、本当に町長、基山町の次世代育成支援行動計画というものがありますね。もう大分前できまし

た。そして、今また新しくつくり直しとか、いろんなことがあっておるんでしょうけど、この策定を最初する段階のときにアンケート調査をされたですね。これはもちろん委託業者に委託して、子育てに対するアンケート調査を全部とって集計されておりました。その結果、この次世代育成支援行動計画の中で上がってきているのが、今の子育て交流広場が庁舎の昔の小屋の2階。あそこの端のところの2階の狭い階段を上がって、部屋も上がれば狭いというところで子育て交流広場事業をずっと行ってきていただいております。私も話を直接聞くこともありました。今までも一般質問でも、あの交流広場の改善要求もしてまいりました。しかし、町長はこれはせないかんと言いながら、一向にはかどらんと、そういうことです。子育てが大事――大事でしょう。子育て施設もああいうふうな小屋のごたるところでして、同僚議員からずっときのうきょう言われておりましたけど、基山は人口減少がばんばん続いている。人口減少です。今、1万8,000人ちょいでしょうが。ことしになって300人減っているんですよ、ことしの1月から。そういう子育ての一環としても、ぜひ私はあそこを、新しいものを建てるとか、そういうことじゃなくして、すべてそういうものを総合的に勘案して子育て交流広場の充実を図っていただきたいと思っております。

そこで、この福祉振興基金がずっとあるんですから、219,000千円。これを取り崩して、ひとつ子育てのこれに力を入れたらどうでしょうかという私の考え方でございます。町長、それはできますか、どうですか。基山町福祉振興基金条例の中の第6条にはちゃんとありますもんね、必要なときには町長が取り崩していいと、処分していいと。町長、それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。その前に、原議員、質問の中で旧庁舎の小屋と2度発言がありましたが、適切な表現に。

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

旧庁舎の中にあります、あれは前、消防施設格納庫の2階でございます。失礼しました。訂正してください。よろしくお願いします。

○議長（酒井恵明君）

ありがとうございます。

じゃ、町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

私はいろんな意味でと申しますか、福祉というようなこと、それから、人口減対策という意味においても、やはり子育てというのは大事な部分だと。これはこれからしっかり取り組んでいかなきゃいかんというふうに思っております。そういうことからしまして、まず、放課後児童の設備を今度ある程度整えさせていただくということでございますし、また、あそこは子育て交流広場ですか、それにつきましても、今あそこはやっぱり階段も急ですし、ちょっと狭いというようなことも私も何度も行って実感しております。ただ、隣にもう1部屋あると。あれは重宝なところもあるそうでございますけれども、いずれにしても、ちょっと子供の環境としては余りいかなかなということで、今、移すようなことをそれこそ検討しております。特に、福祉振興基金を取り崩すということじゃなくて、そういう方法であそこは何とかしたいということでございます。

なお、この福祉振興基金というのは、やっぱり取り崩してもいいというような何かがあるかどうかは私も存じません。これはあくまでもやっぱり国の指導として取り崩してはいけないというふうになっておるという話もちょっと聞いておりますので、そのほかの方法で、あの子育て交流広場は何とか解決をしたいというふうに思っております。（216ページで訂正）

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

今の町長の答弁は、私と食い違いがはっきりしておりますので、条例があるんですよ、第6条。ちょっと読みましょうか。基山町福祉振興基金条例の第6条に、こう書いてあります。「町長は、福祉活動の促進を図るために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。」とあります。ちょっともう一回修正してください、答えを。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

議員おっしゃるとおり、第6条に処分で町長が認めればいいということになっております。がしかし、決算統計等で県のチェックがあるそうです。だから、最終的にどうしてもそれを取り崩さなければならないということであれば、当然、県等に相談をしまして取り崩すとい

うことで許可を受ければ多分いいんじゃないかと思えますけれども。（発言する者あり）

だから、最終的には取り崩すことはできると思っております。ただ、一応そういったチェック等がございますので、その辺のヒアリング等ですね、その辺も理由をはっきりさせてしていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

私の思い違いということでございましたので、おわびを申し上げて訂正させていただきます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

わかりました。

財源難、財源難ということをいつも町長初め執行部の方が言われますので、特に、やはり手を打つべきときには財源が乏しいということであれば、こういう基金を10年以上も眠らせることなく、やはり町民の目線に立って、使うときには取り崩して使うということを、ほかの今のあと残り2つの基金につきましてもよろしく願いしておきたいと思います。

それから、これは関連しておりましたので、基金の財調基金を除いての積み立て基準はないということでございますので、必ず幾ら残さないかんという積立額も決まっていらないから、そういうところで、ひとつぜひ今後の有効な手段をとっていただくようお願いを申し上げて、これは終わります。

それから、平成22年度の当初予算編成についてでございますけど、とにかく今御回答をいただきましたように、政権交代で大変ということは私自体も情報がテレビ等いろんなところで、毎日毎日、本当に変わり過ぎて、どちらをとって、どう考えた方がいいか、きのうの考えときょうの考えがもう違うというふうな本当にぶれの今の政権でございますので、さぞかし当初予算も組むのは大変だろうと思っております。

そこで、私はこの当初予算につきましての質問は、きのうから同僚議員が2人されましたか。それで、中身については、私の問題もすべて出ておりましたので、そのことは割愛させ

ていただきまして、当初予算についての取り組み姿勢についてひとつ私は要望をいたしまして、この当初予算関係については終わりたいと思います。

今回、こういうことで初めての政権交代ということで、まさに迷いの連続でございます。執行部の方も大変御苦労なさっておられると思いますけど、やはり来年度予算については、そういう大変な煩雑の中に、町長の叱咤激励のもとに、課長初め、全職員がやはり情報の収集をしっかりやっていただいて、そして、その中でも特に縦割りの区別なく、縦横、横断的な協議をしっかりしていただいて、町民の生活に不安がないような当初予算の組み立てをお願い申し上げて、これはこれで終わりたいと思います。町長、そのことについて一言意気込みを聞かせてください。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おっしゃるように、やっぱりしっかりとその辺は取り組んでいきたいというふうに思います。先ほどからも出ております。しかしながら、使うべきところはやっぱり使わなきゃいかんと。逆に、少し緩めると、また非常にそれが大きなものになるというような、その辺のジレンマもございますけれども、しっかりと考えた当初予算にしていきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

次に行きます。

ウの実施計画の問題でございますけど、実施計画を私はここに、これは3年間ずつずつとローリングで出されて、これは平成20年度の実施計画と21年度を持ってきております。これで今さっき町長が答弁されましたことについて見てみますと、平成22年度の当初予算は21年度に作成しました実施計画の中の22年分を見てもらえばいいということで、結果的に1年3カ月前ぐらい出していますよということなんですね。それはわかります。それで、平成22年度はまだできていませんので、ことしの平成21年度の当初予算は、20年度の中の21年に事業計画を上げていますよと。それは上がっています。全部上がっています。それはわかります。上がっているけど、じゃ、今度の21年度の当初予算を見ますと、物すごいかけ離れがあるん

ですね、事業費に対して。だから、訂正をしてきちっとやらないと、私たちは当初予算の3月議会が終わって、これを6月にもらっても、余りにも差額が激しいからわからないわけです、資料が。3月議会が終わった後に出してもらっても、どうしようもないわけですよ。だから、執行部の方は何によって予算を組んでいるんですかと。そして、後で6月に出してきて、これで組みましたと、21年度はこうなっていますよと、こうなるんですよ。だから、そのことを私はお聞きしたつもりでございますけど、どうでしょうか。訂正をしていただいて、3月議会の資料として出してもらわないかんわけですよ。だから、21年度のところだけでもいいですよ。意味わかりますかね。

じゃ、平成20年度をちょっと見てください。もうよかです、時間――いや、ちょっと、20年度の実施計画を見てください。持ってありますか。20年度の実施計画の中で、20年、21年、22年とあるんですよ、事業計画が。この中の21年の項目を見てもらえばわかりますと言われるんです、あなたたちは。これが21年度のことですから、1年3カ月ぐらい前にもう言っているんじゃないですかというのがあなたたちの言い分ですよ。しかし、3月議会が終わって21年6月に提出されるものを見ると、金額が物すごく合わんわけですよ。当てにならんとですよ。だから、これを見てもだめなんだということですよ、当初予算の審議は、我々は。（「当初予算編成の前にせんといかん」と呼ぶ者あり）そうです。だから、当初予算編成の前にあなたたちがこれば私たちに出してくださいと言いますよ。（「できんとじゃなか」と呼ぶ者あり）いや、できんと当初予算つくられんでしょうもん、組まれんでしょうもん。組まれますか。（発言する者あり）

いつも言いよるけど、つくらんでしょうが。時間もございませんので、つくるかつくらんか言うてください、今度の3月議会に間に合うごと。

○議長（酒井恵明君）

質問の趣旨は御理解いただいているんでしょう。だから、今、簡潔におっしゃるように。企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほども町長のほうが答弁しましたように、実施計画の中には、事業費としては5,000千円以上の継続的な事業も含んだところで3年間のローリングの計画を行っておりますので、事業としては、この事業の遂行によって22年度の予算を組んでいこうと思っております。

ですから、先ほど言いました21年度の実施計画の中で、22年度も含んだところの部分で今

回も当初予算は組んでいきたいと思っております。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

ちょっとわからんですね。ちょっと金額で言いますけどね、平成20年度の実施計画書の中の21年分は、実施計画の総括表を見てみますと、ハード事業で536,000千円になっております。536,000千円です。20年度の中に組まれた21年度のあれがね。総括表のハード事業で見てください。536,000千円です。そして、21年6月に出された、議員、見てくださいというのは、ハード事業のところでは総括表を見ると1,220,000千円になっているんですよ。1,220,000千円。これは特に、このときには学校建設があったとか、いろいろそれはあるでしょうけど、だから、ちゃんと出せるはずなんですね。だから、出してくださいと言いよるから、出してください。（「できない理由ば」と呼ぶ者あり）

じゃ、なぜできないんですか、予算を組むのに。予算を組むのにこれは必要でしょうもん。そんなら、何を見て予算を組んでいるんですかと聞きたい、こっちは逆に。何をもとに予算を組んでいるのか。そのくらいのこともでけんのですか。いや、不思議ですね。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）（登壇）

予算の関係でございますけれども、やはり実施計画等内の推進事業等を見て予算を組んでおります。

以上でございます。（「答弁になっておらん」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

出すか出さんか、私は出してほしいと言っているんですよ。出されると思うんです、私は。（発言する者あり）いや、資料として持っておるでしょうもん、補正予算の資料として。持っておるでしょうもん。そんなら、何を基本として当初予算を組んでくるわけ。今までの……（発言する者あり）

○議長（酒井恵明君）

質問と答弁がかみ合っていないようですので、答弁調整のために暫時休憩いたします。

～ 午後 4 時 20 分 休憩 ～

～ 午後 4 時 32 分 再開 ～

○議長（酒井恵明君）

再開します。

再開し、原議員の質問に対しての町長よりの答弁を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

時間をとりまして、まことに申しわけございませんでした。今、答弁調整ということで話し合いをさせていただいておりましたけれども、なかなかそのところが考え、議論がかみ合わないような部分もございますものですから、これに関しましては、これから執行部も検討をさせていただきたいというふうに思いますので、ひとつどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

あと18分あります。原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

検討を前向きにしていきたいと思っております。よろしくお願いします。どうも時間をとらせまして済みませんでした。

じゃ、次の最後の2番の農産物直売所設置についてでございますが、その後、どのようなになっているかということでお聞きしたんですが、この答弁を聞きますと、何かこれは人任せのごたる感じでなりません。それで、ちょっと町長に再度ここで確認をさせていただきたいと思いますが、町長が直売所をつくると発言を、発信元でございまして、そのときはどういう目的を持って農産物直売所の設置を出されたのか。そして、その当初の目的と今の目的、考えは変わらないのかどうか、その2点についてお願いします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

私がこれは発信元というか、言い出し元だということでございます。それは私もそう思っております。

やはりこれを言い出したというのは、基山もまだまだ農業者もいらっしゃいますし、米に

したって、いろんな農産物、すばらしいものができておるということで、やはり農業者にはしっかりとそれで利益を上げていただきたいということで、いわゆる１つには、やっぱり農業者の利益ということでございます。それからまた、そういう場所があれば町の活性化にもつながるということもございまして、農産物直売所というのはぜひ欲しいなということで申し上げたと思います。

しかしながら、いろいろそこに、先ほど申しましたように、農業者等の話し合いもかみ合わないところもございまして、場所の問題かれこれで話し合いがつきませんでした。そういうことで、ぐずぐずしたということ。そして、そうした中で、時節柄といいますか、鳥栖の販売所もかなり拡充されてきたということ、それから、基山の朝市もそれなりににぎわっておるというようなこと、そういうことを考えますと、やはりここで余り一気にというか、大きな投資をしてやることはちょっと危険じゃないかなというような考えにもなってきたようなわけでございます。しかしながら、やはり何らかの農産物、農業者だけでなく、家庭菜園、そういうものも持ち寄って売っていただければ、それも町の活性化になるんじゃないかと、その辺のところも思いまして、やはりテント張りといいますか、仮設的なそういう方式で、あるいは常設ということじゃなくて、移動ということも考えられはしないかなと、そういうことも私の頭の中ではちょっと考えておるわけでございますけれども、いずれにしても、そういうテスト、試行といいますか、それを考えていきたいと。余り大きなことはちょっと時節柄どうかというふうに思っておるところでございます。

そういうことで、余り急いでというようなことじゃなくて、その辺の本当にやる気があられる方がしっかり考えを持って立ち上げていただきたいなというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

最初の答弁のとおり、これは現在も白紙だと。第１回目の答弁、町長が現在も白紙だと。「も」です。ということは、今お話を２回目いただきましたけど、やはりそうだなと。これは白紙撤回だと、そういうふうに今感じたわけですけど、この事業については、調査委託料として約2,000千円近いお金をつぎ込んで、専門業者による委託調査を行っております。そのときも私は、そんな業者に委託しなくても役場の職員の方とＪＡと農業の当の本人たちと、農家の方と一緒にやったほうがいいじゃないかと、基山町の地域性、地域農業の問題、そう

ということで、なぜ委託業者に頼んで2,000千円も使うのかと、そういうことを私は申し上げてきたつもりでございます。申し上げてきました。それで、最初これが決まって、委託料をやって調査結果が出まして、その後に高速道路が民営化されるという時代でございまして、そのときに高速道路のパーキングに農産物直売所をつくと……（「バイパス」と呼ぶ者あり）いやいや、違うんです。いいです。高速道路の基山パーキングエリアに向こうの業者がつくるから、心配だから、じゃ、この委託料2,000千円はまだ使っちゃいかんということで差しどめしておって、結局、向こうができなかったからこれに使ったわけです。そういういろんないきさつがありまして、町長、やっぱり農業振興対策、農業対策の問題とか、いろんなものを、基山町の農業をどうやるのかと、生きがいを持って、現金収入をもって農業振興をどうするかということで始まったんですよ。そして、さっき町長言われたように、農家の当の本人たちがやる気のある人が何人か集まって、立ち上げなり仕掛けなりやっていただきたいと、そのほうが後々よいんだと、これでは私はどうかなと思うんですけどね。

やはりこの道の駅というか、直売所については、何人でも議員の方が質問を今までもずっとされてきましたよ。それで、私も質問してきましたけど、立ち上げまではやはり行政がやっていただきたいというのが本音ですよ。この前もバイパスの料金徴収所跡に建てると必死にこの委員会の方、メンバー、役員言われました。そのとき私は反対しました、この一般質問で。あそこはだめだと、あそこじゃできないと。しかし、なぜあそこに決めたかといいますと、役員の方はとにかく初期投資が少なくて済むからあそこという、その問題ですよ。なぜならば、基山町が幾らという提示をしないからです、投資額。助成額を何も言わない。だから、彼らは自分たちのお金でつくるんだったら、なるべく初期投資の少ないところということで、あそこは水洗トイレも何でもそろっておる、家もある、そういうところであそこに役員の方は決められたと私は思っております。だから、もうこの件は私は本当に情けないなと、2,000千円の金まで使って調査して、今でも農産物直売所は必要と思うとはっきり述べてあるじゃないですか。

そういうところで、町長は白紙ということでございますので――白紙と保留は違いますね、町長。白紙と保留、留保。留保ですか、保留ですか、どちらですか、最後にお聞きして、終わります。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

さかのぼって言いますと、当時はやっぱり大がかりなというようなことも考えておりました。そういうことで、場所なりということも非常に大切だと。それから、品物が本当にそれだけあるかどうかというようなこともございまして、そして、業者に、コンサルタントに委託して、その辺のところを調べさせたということでございますけれども、先ほど申しますように、周囲の状況、時節柄というようなこともございまして、ちょっと今のところは、保留と白紙がどう違うのか、ちょっと私もわかりませんけれども、場所も何もわからないと、方法もわからないということからすれば、白紙と言わさせていただきたいと。じゃ、白紙が何もあきらめてしまったのかと、それにはつながらないと思いますけれども、やっぱり白紙ということでございます。

先ほどもちらっと出ましたけれども、大分でございましたか、家庭菜園とかなんとか、そういうふうなものも持ち寄って団地で、自治会で販売所をつくって、そこで販売しておられるというような、これが一つの高齢化対策といえますか、そういうことにもというふうな、だから、それはよそのいいところばかり言ったって仕方ございませんけれども、やはりそういうこともいろいろ考えながら、とりあえずは余り大きくないというところ、今度いろんな開発ができて、そこでということになれば、また話は別でございますけれども、差し当たってはそういうことでどうかというふうに思っておりますので、現在のところ一応白紙ということで言わせていただきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）（登壇）

私は白紙ということは、白紙といたしますか、もう撤回に近いんじゃないかなと、そう思っておりますけど、白紙で私も整理をしておきますので。

これですべての一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

以上で原三夫議員の一般質問を終わります。

これで今定例会の一般質問はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

～午後4時47分 散会～

